

<序章>

龍谷大学法科大学院は、建学の精神に基づく『共生(ともいき)』の理念と『日本国憲法の精神を護り発展させる』という法学教育の理念を実現させるため、『市民のために働く法律家』を養成することを目的として、2005年4月に開設された。

開設以来、その運営については試行錯誤を繰り返しながらも2007年度には完成年度を迎え、最初の修了生39名を送り出すことができた。そこで、本法科大学院では教学上のサイクルが一巡したことをひとつの区切りとして自己点検・評価を行い、当初の制度設計について見直しを行うとともに、新たな教学上の課題に対しても適切に対応べく検討を行っているところである。特にカリキュラムについては2009年度に改訂することを決定し、鋭意準備を進めてきた。

また、昨今の法科大学院を取り巻く環境や、本学修了生の新司法試験の結果などを勘案し、入学時の競争性の確保、教育の質の向上、修了生の質の確保という観点から、入学定員の適正化について検討し、入学定員60名を2010年度から30名に削減することとした。

このような自己点検・評価にもとづく法科大学院改革を進めると同時に、学校教育法第69条の3第3項に規定する認証評価を受け、本法科大学院の教育・研究状況について広く公表するとともに、社会に対するその責任を果たすため、このたび、大学基準協会に2009年度法科大学院認証評価の申請を行う次第である。

なお、本学における自己点検・評価の体制については以下のとおりである。まず、大学全体の自己点検・評価を所管する組織である全学大学評価会議があり、その下に、具体的な業務を審議する大学評価委員会が設けられている。さらに各学部・研究科にそれぞれ担当組織があり、法科大学院においては法科大学院評価委員会がその任にあたることとなっている。

法科大学院評価委員会は、後述するように定期的に「教学に関する調査」の実施や分析、また学業成績と諸要因との相関関係の分析等を行っており、その構成員は委員長のもとに、研究科長、教務・学生生活・研究・入試広報の各主任を含む、専任教員7名である。今回の自己点検・評価に際しては、法科大学院内の各委員会が所管業務について点検を行うとともに、法科大学院評価委員会が全体を俯瞰して作業を進め、適宜大学評価委員会と調整を行いながら、以下のとおり報告書を作成したものである。

<本章>

1 理念・目的ならびに教育目標

(理念・目的ならびに教育目標)

1-1

[現状の説明]

理念・目的ならびに教育目標の明確化については、「龍谷大学専門職大学院学則」第2章第4条の2に定められ、かつ「法科大学院パンフレット」の冒頭で毎年度明記している。それは「建学の精神に基づく『共生(ともいき)』の理念と『日本国憲法の精神を護り発展させる』という法学教育の理念を実現させるため、『市民のために働く法律家』を養成すること」であり、この理念・目的ならびに教育目標は、端的かつ明確に設定されている。ここで教育目標として設定されている「市民のために働く法律家」は、本法科大学院の特色を示すキーワードであり、それは、建学の精神である「平等・自立・内省・感謝・平和」を願う崇高な倫理に支えられ、日本国憲法の理念を護ることを社会的使命として自覚し、すべての"いのち"を大切に、身近な地域社会に基盤を置きながら、国境等のさまざまな壁を越えて、広く世界に発信することができる法律家のことであり、グローバルな視点をもって法的思考ができる法律家のことをさすが、このことは、「設置の趣旨」等でも明確にされている。

(根拠・参照資料：「龍谷大学専門職大学院学則」第2章第4条の2 p.171、「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」pp.1-2、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)設置認可申請書<1.設置の趣旨>」)

1-2

[現状の説明]

理念・目的ならびに教育目標が法科大学院制度の目的に適っているかどうかについては以下のとおりである。

司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書』は、21世紀の司法制度の姿を展望して、「国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば『国民の社会生活上の医師』として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である」と提言した。本法科大学院は、この趣旨を十分に踏まえ、このような法曹を養成するためには、法曹としての責任感や倫理観、正義・公正さを尊重する人格の育成、多様で複雑な社会問題を解決するための幅広い教養、社会に対する深い理解と広い関心の涵養、法曹としての高度な専門的知識と資質、能力、批判的・創造的かつ柔軟な思考力や法的分析力の育成が必要であるとの認識に立って、理念・

目的ならびに教育目標を定めており、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第1条の定める目的（「高度の専門的な能力および優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資すること」）に十分適っている。

1-3

[現状の説明]

理念・目的ならびに教育目標の学内構成員への周知について、本法科大学院ホームページ（<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>）の「学長からのメッセージ」、「理念」および「院長からのメッセージ」等に掲載しており、また本法科大学院ホームページは本学ホームページ（<http://www.ryukoku.ac.jp/>）からリンクされているので、これをとおして本学の全教職員、学生等に周知がなされている。特に重要な法科大学院学生に対する周知については、入学試験に際して、本法科大学院のホームページや「入試要項」とともに配布される「法科大学院パンフレット」をとおして、また入学後は、新入生のオリエンテーションでの研究科長挨拶や、「履修要項」のほか、各教員が、講義等の冒頭部分においても周知するように努めている。さらに、こうした理念・目的ならびに教育目標は、本法科大学院が、「すべての市民が法に容易にアクセスできるようにするため、弁護過疎の解消、社会的弱者への支援、人道的な刑事司法の実現、国際的なレベルにおける人権の擁護、ジェンダーの視点の定着等の現代の法的課題や様々なリーガル・ニーズと積極的に取り組む、人権感覚と市民感覚に溢れた法律家でなければならない」という見地を明示しつつ編成して取り組んでいるカリキュラム（とりわけエクスターンシップ（実習）を含む「法務研修」の必修化）をとおして、体系的に体感させることで周知するように工夫している。なお、本法科大学院教員はFDをとおして、理念・目的ならびに教育目標どおりに教育が進んでいるかを検証することで確認を図っている。

（根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院2008年度入学試験要項」、「龍谷大学法科大学院（2008年度版パンフレット）」、「龍谷大学法科大学院ホームページ（<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>）」）

[点検・評価(長所と問題点)]

2008年7月に本法科大学院が全学生に対して実施した「教学に関する調査」において、「あなたは、本法科大学院の『市民のために働く法律家を養成する』という、基本方針を十分に理解していると思いますか」という質問を設けたところ、「そう思う」が26.5%、「まあそう思う」が63.3%、合計で89.8%であったので、本法科大学院の理念・目的ならびに教育目標はおおむね周知できていると思われる。なお、同じアンケートにおいて行った「本学法科大学院は、『市民のために働く法律家を養成する』という基本方針を実現する努力を十分に行っていると思いますか」という質問に対しては、「そう思う」が14.3%、「まあそ

「思う」が 57.1%、合計で 71.4%、「カリキュラムは、教育目標を達成するために適切なものだと思いますか」という質問に対しては、「思う」が 6.1%、「まあ思う」が 49.0%、合計で 55.1%であった。以上のことは、本法科大学院が掲げる理念・目的ならびに教育目標を、今後より実効的に周知するよう努めるべきことを示している。
(根拠・参照資料：「『教学に関する調査』結果および学生に対する回答」)

[将来への取組み・まとめ]

理念・目的ならびに教育目標の周知は引き続ききめ細かく努力するとともに、学生に対しては引き続きアンケート等を実施して、その周知度を的確に把握するよう努める。

1-4

[現状の説明]

理念・目的ならびに教育目標の社会一般への周知については、ホームページに「理念」というページを設け、掲載しており、また、「法科大学院パンフレット」にも掲載しているので、社会一般に広く明らかにされている。

さらに、エクスターンシップ(実習)を含む必修科目「法務研修」の履修による具体的なコンタクトをとおして、本法科大学院の理念・目的ならびに教育目標が実務界に、よりリアルに周知されるようになってきていることも付言しておきたい。

(根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院(2008年度版パンフレット)」、「龍谷大学法科大学院ホームページ(<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」)

1-5

[現状の説明]

教育目標の達成状況等を踏まえた、教育目標の検証について、本法科大学院は、2008(平成20)年3月に第1期の修了生を出したばかりであるので、簡単な進路等のアンケート調査は実施したものの、修了生における教育目標の達成状況については、未だ十分なデータが得られていない状況にある。

[将来への取組み・まとめ]

本法科大学院では、在学中のデータ、修了時のデータおよび修了後の司法試験合否、進路選択、社会的役割等々に関する追跡データを、学生一人ひとりごとに綿密に整え、本法科大学院の教育内容等に有効にフィードバックするシステムを構築する必要があると考えている。その検証体制は教授会内にすでに設置されている法科大学院評価委員会を軸に取り組むことが検討されている。なお、この委員会は、必要な改革を迅速に進めるために、「自己点検・評価委員会」に発展的に改組する(2009年度より施行)。

2 教育の内容・方法等

(教育課程の編成)

2-1

[現状の説明]

法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性については、本法科大学院では、法律基本科目群が59単位、実務基礎科目群が17単位、基礎法学・隣接科目群が6単位、展開・先端科目群が18単位の計100単位を取得することを修了要件としている。それぞれの科目開設内容は、次のとおりである。(科目横の括弧内は単位数)

法律基本科目群：必修科目59単位

[公法系：14単位]

「憲法 ・ (各2)」「行政法(2)」「公法演習 ・ (各1)」「公法総合 ・ (各2)」「公法総合演習(2)」

[民事法系：33単位]

「民法 ～ (各2)」「会社法 ・ (各2)」「商法総則・商行為(2)」「民事訴訟法 ・ (各2)」「民法演習 ～ (各1)」「民法総合演習(2)」「商法演習 ・ (各1)」「商法総合演習(2)」

[刑事法系：12単位]

「刑法 ・ (各2)」「刑事訴訟法 ・ (各2)」「刑事法演習 ・ (各1)」「刑事法総合演習(2)」

実務基礎科目群：必修科目17単位(「法務演習 ・ 」は随意科目で、各1単位)

「法情報演習(1)」「法曹倫理(2)」「刑事弁護実務(2)」「要件事実論(2)」「公法実務総合演習(2)」「民事実務総合演習(2)」「刑事実務総合演習(2)」「法務研修(4)」「法務演習 ・ (各1)」

基礎法学・隣接科目群：選択科目6単位

「現代法律職論(2)」「リサーチ・情報処理演習(1)」「法社会学(2)」「政治学(2)」「ジェンダーと法 ・ (2)」「法哲学(2)」「比較法史(2)」「犯罪学(2)」「司法医学(2)」「外国法A・B(各2)」「法と心理(2)」「家族と法(2)」「法学史(2)」

展開・先端科目群：選択科目18単位

「刑事政策(2)」「行政過程と法(2)」「社会保障法(2)」「消費者法(2)」「民事執行・保全法(2)」「企業法務論(2)」「少年法(2)」「矯正・保護実務論(2)」「国際人権法 ・ (各2)」「国際法 ・ (各2)」「労働法 ・ (各2)」「環境法 ・ (各2)」「税法 ・ (各2)」「国際私法 ・ (各2)」「国際取引法(2)」「倒産法 ・ (各2)」「有価証券法(2)」「経済法(2)」「ITと法(2)」「知的財産法(2)」「生命倫理と医療訴訟(2)」「宗教と法(2)」「現代民事紛争と法(2)」

[点検・評価（長所と問題点）]

以上の通り、法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって授業科目をバランスよく開設している。すなわち、必修を原則とする法律基本科目群や実務基礎科目群と、各人の関心に応じて一定の枠のなかから自由に選択することのできる基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群によって、全体の教育課程を構成することで、法律家としての基礎的素養の確保と個性ある学修を可能にしている。また「法務研修」を必修とする等、体系的理論を基調としつつも、実務との緊密な架橋を目指した法曹教育を行っている。このような科目配置は、高度の専門的な能力および優れた資質を有する法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資するという法科大学院制度の目的に適っている。

授業科目の内容は、それぞれの科目群にふさわしい適切なものとなっている。そのことは、各授業科目のシラバスによって容易に確認することができる。

（根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院（2009年度版パンフレット）」 p.7、「2008年度履修要項 iii、「2008年度SYLLABUS 講義概要・授業計画」）

2-2

[現状の説明]

法科大学院固有の教育目標を達成するために適切な授業科目の開設については、本法科大学院では、「共生（ともいき）」の理念のもと、「市民のために働く法律家」の養成を目標に掲げている。具体的には、理論教育と実務教育を架橋し、専門的資質・能力の育成と人間性の涵養を目指している。さらに確実な専門的知識、批判的・創造的な思考力・分析力、これらの知識・能力を発揮するための論理的な討議能力を育成し、このような知識や能力を修得することにより、究極的には、先端的法領域や現実の社会問題への深い理解と幅広い関心に裏付けられた責任感と倫理観を持つ法律家を養成することを目標としている。

こうした観点から、必修科目として法律基本科目群、法律実務基礎科目群において、法的基礎知識の徹底と、その知識を実務面で活用・応用する能力を育成するための科目を開設している。なお、法律実務基礎科目群の中に、実務経験と責任感・倫理観を培う機会として「法務研修」を必修として開設していることは本法科大学院の教育目標に適った特色である。

さらに、選択科目として45科目を配置し、基礎法学科目から、実務的かつ国際的、学際的、先端的な科目まで、多くの科目を提供している。これによって、高度専門職業人としての基本的資質を備えるのみならず、多様なリーガル・ニーズや現代の法的課題に対処できる法律家の養成に資することができるようになっている。

[点検・評価（長所と問題点）]

本法科大学院は、上記教育課程の編成方針に基づき、体系的法理論の教育を主たる柱とし

つつ、実務教育を積極的に取り入れた特色ある教育プログラムを構築している。科目配置は原則として、各法律基本分野につき、講義、演習、総合演習、実務総合演習を、段階的かつ有機的に開設している。たとえば公法系分野においては、「憲法」と「公法演習」を第1 Semesterで、「憲法」と「行政法」、「公法演習」を第2 Semesterで、「公法総合」（行政訴訟分野）を第3 Semesterで、「公法総合」（憲法訴訟分野）を第4 Semesterで、「公法総合演習」を第5 Semesterで、「公法実務総合演習」を第6 Semesterで、それぞれ開設している。このような教育によって、理論と実務の両面における高度の専門性を身につけた法曹の養成を可能にしている。

また実務基礎科目群において、多様なエクスターンシップ（実習）を組み込んだ「法務研修」を必修科目として配置している。この科目は、社会で実際に生きている法を学生が身をもって学ぶことにより、法の解釈とは何か、実践的に法を利用するとはどういうことかを修得するのみならず、法律家とは何か、理想的法律家とはどうあるべきか、あるべき弁護士と依頼者との関係とはどのようなものか、法律家と法律事務職員との仕事の分業をどう作り上げているか等について、考える機会を提供するものである。これらの目的を達成するために、エクスターンシップ（実習）を間に挟んで事前演習と事後演習を組み込み、学習の徹底を図っている。実習先としては、都市部の法律事務所や企業法務部だけでなく、弁護士過疎地域のいくつかの法律事務所も確保しており、法的ニーズの多様性に応じた実習ができるようにしている。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」 .履修について pp.2-15）

2-3

[現状の説明]

学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については、法律基本科目の体系的学修を図るとともに、展開・先端科目も重視し、かつ実務教育との架橋を図るため「法務研修」を必修としていることなどから、本法科大学院の修了要件単位数は、設置基準の最低修得単位93単位よりも多く、100単位としている。

修了要件単位数の内訳は、法律基本科目群が59単位で、うち公法系が14単位、民事法系が33単位、刑事法系が12単位で、これらの科目はすべて必修である。また、実務基礎科目群は17単位で、「法務演習Ⅰ、Ⅱ」を除き、必修である。基礎法学・隣接科目群については29単位相当の科目を開講し、そのうち6単位を選択必修とし、展開・先端科目群については64単位相当の科目を開講し、うち18単位を選択必修としている。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」 .履修について pp.2-15）

[点検・評価（長所と問題点）]

上述したとおり、学生の授業科目の履修が各科目群のいずれかに過度に偏らないように配慮したカリキュラム編成となっており、設置基準に適合している。

[現状の説明]

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、理論と実務を架橋し、法律家に求められる資質と技能を確立させるために、低学年次においては基本理論の修得に重点を置き、これを基盤として高学年次に実務に関する科目および研修を展開することで、系統的な学修を進めることができるようにしている。

1年次は公法・民事法・刑事法を中心に法律の基礎理論を徹底して学ばせている。法律基本科目を中心に履修し、基礎となる科目を講義形式で学び、それらの科目の進行に対応した演習を少人数クラスで実施している。2年次は、少人数の総合演習を柱として、公法・民事法・刑事法の幅広い知識を修得するとともに、法律への体系的な理解を高めていく。また後期に、法律実務を現場で学ぶ「法務研修」の履修を開始する。3年次は実践的な学習プログラムを通じ、豊かな対応力を身につける。「法務研修」の体験を生かせるよう、実務総合演習を開設し、実体法と手続法の有機的な関連をふまえた実践的な法理論の修得をめざす。あわせて展開・先端科目を選択履修することにより、現代の多様な法律問題への理解を深める。

なお、一部の科目については、講義内容の特質に鑑み先修制をとっており、系統的・段階的学修を促している。すなわち、「民事訴訟法」については「民事訴訟法」の単位を、「刑事訴訟法」については「刑事訴訟法」の単位を修得していないと履修ができない扱いとしている。

(根拠・参照資料：「龍谷大学専門職大学院学則」、「2008年度履修要項」.履修について pp.2-15、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」)

[点検・評価(長所と問題点)]

本法科大学院が発足してから3年余りが経過し、この間の教育課程の運用実績については、教員の日常的教育活動における経験や、FD活動等による検証、授業アンケートやオフィス・アワー等とおしての学生の意見、チュートリアル・スタッフ(TS)やティーチング・アシスタント(TA)からの意見等からもうかがえるように、概ね系統的・段階的学習の成果は上がっていることが認められる。

もっとも、第2、第3セメスターに法律基本科目群の必修科目が集中していることから、学生の中には修得すべき内容を必ずしも十分に獲得することができず、いわゆる消化不良になり、段階的学習に支障を生じさせているものもあるように思われる。

[将来への取組み・まとめ]

カリキュラム編成においては、概ね学生による履修が系統的・段階的に行えるように適切に配置していると評価できるが、上記のとおり一部問題もある。このため、各科目群の履修すべき単位数、開設科目等は基本的に修正せずに、2009年度から以下の点について、カ

リキュラムを改正することにした。

法律基本科目の系統的・効果的な学修効果を一層高める観点から、各科目の開講セメスターの見直しを行う。講義科目と演習科目との間で、より有機的な連携を図るため、相互の開講セメスターの見直しを行う。現代的、先端的問題に対する創造的な思考力を養うために、展開・先端科目群の一部科目の改廃を行う。「民事訴訟法」および「刑事訴訟法」について、「Ⅰ」では基礎、「Ⅱ」では応用という関係から、訴訟手続きにそった講義内容へと変更することに伴い、先修制を廃止する。

(根拠・参照資料：「2009年度カリキュラム改革にあたって」2008年2月28日法科大学院教授会懇談会資料)

2-5

[現状の説明]

法理論教育と法実務教育との架橋を計るための工夫については、カリキュラム編成上は、法律基本科目群の各科目において、基礎理論を修得した後、総合演習で幅広い法学知識を修得する流れになっている。実務基礎科目群は、2年次以降において学修するように開設し、段階的、系統的に実践的な法理論を修得させることにしている。実務基礎科目群は、「法務演習Ⅰ・Ⅱ」を除き、開設科目総て(17単位)を修得することを求め、法曹を養成するにふさわしい、法理論教育と均衡のとれた法実務教育を実現している。

実務基礎科目群の中で、「法務研修」を開設している。「法務研修」は、弁護士事務所等でのエクスターンシップ(実習)を間に挟んで、事前演習と事後演習の三つの部分からなっており、合計4単位の必修科目である。すべての学生は、後述(2-9)の6つのプロジェクトから自分の関心があるテーマを選び、それぞれのプロジェクトにおいて実施されている「法務研修」を履修する。各プロジェクトは、実務家教員(エクスターン受入れ先の指導担当者を含む)と研究者教員によって構成され、法務研修を運営する教育組織と各テーマの研究組織との二つの性格を併せ持っている。

他の実務基礎科目においても、実務家教員と研究者教員の協働にもとづく教育が行われ、学生に提供している。たとえば、「刑事実務総合演習」は、実務家教員と研究者教員の共同担当で行い、刑事裁判記録教材を用いて、種々の法律文書起案やグループに分かれての模擬裁判を織り込みながら進めている。

(根拠・参照資料：「2008年度履修要項」)

[点検・評価(長所と問題点)]

実務基礎科目群においては、「法務研修」を必修科目として開設し、その授業内容ならびに履修方法等の点において、特色ある工夫を施し、法理論教育と法実務教育との架橋を図っている。また、それ以外の「刑事実務総合演習」や「要件事実論」、「民事実務総合演習」等においても、法理論教育と法実務教育との架橋を図っている。

2-6

[現状の説明]

法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、実務基礎科目群に、必修の「法曹倫理」（2単位）を開設している。この科目では、法曹に必要な責任感、倫理観を学習するとともに、法律実務家としてのリーガルマインドを学習することを到達目標としている。

民事訴訟実務については、必修の「要件事実論」（2単位）、「民事実務総合演習」（2単位）を開設している。これらにおいては、具体的紛争における解決手段を考えるとともに、面接、交渉、書面作成等ローヤリングの能力を涵養することを到達目標としている。同様に、刑事訴訟実務については、必修の「刑事弁護実務」（2単位）、「刑事実務総合演習」（2単位）を開設している。「刑事弁護実務」では、刑事弁護の役割を理解させる一方で、対立当事者の視点を持つことの重要性を気づかせることを目標に、ケーススタディによるロールプレイを行っている。「刑事実務総合演習」では、模擬記録を用いて、起案を行った上で、模擬裁判を行っている。

[点検・評価(長所と問題点)]

本法科大学院においては、理念、教育目標等にあつた法曹倫理に関する科目ならびに民事訴訟実務および刑事訴訟実務に関する科目を、必修科目として適切に開設している。
(根拠・参照資料：「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」)

2-7

[現状の説明]

法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設については、実務基礎科目群のなかに、法情報調査科目として「法情報演習」（必修1単位）を開設している。法情報演習では、2名の教員が講義を担当し、ロー・ライブラリアンが補佐を行い、20名弱の演習方式で実施している。そこでは基礎的なITの知識・スキル、法律情報の基本的構造、法令、判例、法律文献等法曹として必須な資料の種類とその調査方法等、法的な課題に応じて、自分にとって必要な情報を特定、収集（検索）、評価、効果的活用ができる知識と技術を修得させるよう、教育を行っている。ノート・パソコンを無償で全学生に貸与していることとも相まって、全学生の情報リテラシーを高めている。

また、法文書作成を扱う科目として、「要件事実論」、「民事実務総合演習」、「刑事実務総合演習」（各2単位）などを、いずれも必修科目として開設している。

「要件事実論」では、要件事実の基本的考え方の概略を解説した後、いくつかの紛争類型の具体的事例を課題として事実関係を要件事実に整理・分析させ、その成果をレポートとして提出させている。「民事実務総合演習」では、実際の紛争に近い具体的な事例を素材として、その紛争で問題となる訴訟物、攻撃防御方法、とるべき法的手段、調査すべき

事項等について検討させ、訴状（申立書）・答弁書・準備書面・争点整理案・判決等を起案させている。「刑事実務総合演習」では、裁判官、検察官、弁護人のグループに参加学生を分け、模擬裁判形式で具体的事件を検討する。そのためにそれぞれの役割ごとに必要な書類を作成させ、最終的には判決書を起案させている。

[点検・評価(長所と問題点)]

本法科大学院においては、理念、教育目標等にあつ法情報調査および法文書作成を扱う科目を適切に開設している。

(根拠・参照資料：「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」)

2-8

[現状の説明]

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設について、上述(2-2、2-5等)のとおり、弁護士事務所等の研修実施機関でのエクスターンシップ(実習)を中心とする「法務研修」(4単位)を必修としている。この科目は、第4セメスターおよび第5セメスター配当科目であり、学生が本法科大学院で修得した法律学の知識を有機的に結びつけ、理論と実務を統合的に学習することを目的としており、法律相談、面接調査、法的分析、法務・法律文書の作成、受け入れ先の指導担当者(本学客員教授または非常勤講師)との充実したコミュニケーション等の実習を受け、これらの経験を通じて、将来法律を扱う専門家として、倫理のみならず他のスタッフとの協働関係のあり方等を修得することになっている。

また、模擬裁判やローヤリングは、上述(2-6、2-7)のとおり、実務基礎科目群の必修科目である「刑事弁護実務」や「民事実務総合演習」、「刑事実務総合演習」等の中で実施している。

(根拠・参照資料：「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」)

2-9

[現状の説明]

臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制については、本法科大学院では、現代社会の法的課題や多様なリーガル・ニーズを視野に入れることをとおして、法の動態への鋭い感覚を身につけた「市民のために働く法律家」を養成するための教育プログラムとして、実務基礎科目群に「法務研修」(4単位)を必修科目として配置している。

「法務研修」は、弁護士事務所等でのエクスターンシップ(実習)を間に挟んで、その事前演習と事後演習の三つの部分からなっており、「民事系」、「刑事系」、「共生社会」、「企業法務」、「社会・労働」、「公益弁護活動」の6つのプロジェクトに分かれて、以下のように行っている。

(1) プロジェクト

上記6つのプロジェクトは、教育課程運営主体として位置づけており、それぞれの「法務研修」プログラムを提供する責任を担っている。

(2) プロジェクト担当教員、オーガナイザー教員

プロジェクトには「プロジェクト担当教員」を数人配置し、協働して適切な実務教材を選定するほか、評価方法等について定めるなど、各法務研修プログラムの運営に携わる。プロジェクト担当教員のうち研究者教員もしくは実務家教員1名が「オーガナイザー教員」となり、法務研修の各プロセスを統轄する。

(3) プロジェクト運営会議

各プロジェクトのオーガナイザー教員等によって構成される「プロジェクト運営会議」を設け、法務研修における守秘義務や、研修内容の質と成績評価の公平性の確保等に関し、統一かつ適正な運営をはかっている。また法令遵守や守秘義務等の注意事項を記載したリーフレット（法務研修ガイド）や、後述の学生による報告会の運営や「法務研修報告書」の刊行にも責任を負っている。

本運営会議は、専任教員および法学部所属の兼任教員の11名で構成されており、うち3名は実務家教員である。

(4) 事前演習

事前演習は、各プロジェクト担当教員が担当する。学生は各プロジェクトにおける研究会に参加して、当該科目についての法律知識を学ぶほか、法令遵守や守秘義務等の注意事項について指導を受ける。

(5) エクスターンシップ（実習）

エクスターンシップ（実習）においては、学生は弁護士事務所や企業法務部門等で、2または3週間の実習を受ける。受け入れ先の指導担当者は本学の客員教授または非常勤講師として委嘱されており、各プロジェクトにも参加している。実習内容は、法律相談への立会い、面接調査、法的分析、法務・法律文書案の作成、研修担当者との充実したコミュニケーション等である。

(6) 事後演習

事後演習も各プロジェクト担当教員が担当する。学生は、事後演習として、実習で得た知見を整理し深めるためにレポートを作成する。また実習成果を報告・確認・共有するために、報告会を開催しており、さらにその内容を「法務研修報告書」として刊行し、広く配布している。

[点検・評価(長所と問題点)]

本法科大学院における「法務研修」は、上述(2-2)のとおり本法科大学院の教育目標を達成する上での特色となる科目であり、その開設趣旨にそった成果をあげている。また法的ニーズの多様性に応じた実習ができよう多様な実習先を確保している。

必修科目であるため、特定の時期に 1 学年分の学生が一斉に実習に取り組むこととなるが、事前演習によって法令遵守や守秘義務等を徹底するとともに、実習中もプロジェクト担当教員が巡回指導にあたることにより、適切な実習運営を実現している。また各々の実習先の指導担当者を客員教授もしくは非常勤講師として委嘱し、適切な指導体制をとっている。

また各プロジェクトに、運営を統轄するオーガナイザー教員をにおいて、プロジェクト単位での運営体制の適正化を図るとともに、オーガナイザー教員等によって構成されるプロジェクト運営会議のもとで、法務研修の全体を統轄して運営できる体制を構築しており、明確な責任体制を実現している。

なお、各プロジェクトは研究主体としても運営されており、専門的研究水準を高めるために専任の研究者教員と実務家教員等が中心となって、法律実務家と協働して、特定の専門的テーマについて研究会等を定期的に開催している。本法科大学院修了生も研究会等に参加しており、リカレント教育の場としても機能している。

(根拠・参照資料：「2008年度法務研修ガイド 教員用」「第2期(2007-08年)法務研修報告集」)

(実習科目における守秘義務等)

2-10

[現状の説明]

リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導については、「法務研修」の受講にあたって、すべての受講生に、守秘義務等に関する誓約書を必ず提出させることとなっている。誓約書においては、守秘義務等への違反行為があった場合には学則に基づく処分等を受けることを承知する旨、明記されている。したがって、実際に学生が誓約書に違反した行動をとった場合は、プロジェクト担当教員および実習受け入れ先の指導担当者の指示により、直ちに実習が中止されるとともに、その違反内容等が本法科大学院に報告され、「龍谷大学専門職大学院学則」第12章第46条に基づく処分等の対象となる。このようにして、守秘義務の履行については、学則等の担保がはかられている。

守秘義務等に関する学生への指導は、「法務研修」中の事前演習において履行されており、周知徹底が行われている。また、実習中には受け入れ先の指導担当者から常に指導を受けるほか、実習巡回時にプロジェクト担当教員からも指導を受けている。さらに、「法務研修」開始前に、学生は「法曹倫理」(必修2単位で、第3セメスター開講)を履修することが義務づけられており、そこにおいても守秘義務等についてあらかじめ学習することになっている。

[点検・評価(長所と問題点)]

上述したとおり、守秘義務に関する仕組みを学則等で整え、かつ、適切な指導を行っている。

(根拠・参照資料：「2008年度版 法務研修ガイド 学生用」「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」「龍谷大学専門職大学院学則」第12章第46条 p.177)

(課程修了の要件)

2-11

[現状の説明]

課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮について、本法科大学院の標準修了年限は3年であり、修了要件は、科目群単位の修了要件単位数を含む合計100単位を修得し、かつ、修了認定基準(ポイント)を充たす必要がある。このうち修了要件としては、法律基本科目群59単位(すべて必修科目で、公法系14単位、民法系33単位、刑事法系12単位からなる)、実務基礎科目群必修17単位、選択科目の基礎法学・隣接科目群から6単位、展開・先端科目群から18単位、総計100単位を修得することを要する。ただし、法学既修者として認定を受けた者については、法律基本科目30単位を修得済みと認定し、在学期間を1年間短縮することができる。

法律基本科目群および実務基礎科目群の必修科目は、1年次に31単位、2年次30単位、3年次に15単位それぞれ配置されている。他方、後述するとおり、履修登録単位の制限は各学年36単位と定めている。以上から、1、2年次においては必修科目である法律基本科目の修得により基礎が固められるとともに、実務基礎科目も修得できるようになっており、また3年次で展開・先端科目の比率を高めるといふ履修プロセスをとり、各学年における履修上の負担が過重にならないよう設計している。

(根拠・参照資料:「龍谷大学専門職大学院学則」第7条別表 pp.179-182、「2008年度履修要項」iii)

(履修科目登録の上限)

2-12

[現状の説明]

履修科目登録の適切な上限設定については、1年間で登録できる上限単位数は、1年次、2年次、3年次とも36単位としている。ただし、夏期休暇期間中に集中講義で開講している科目、年度末春期休暇中に実施する「法務研修」、随意科目である「法務演習」は、登録上限単位数に含まれない。

(根拠・参照資料:「2008年度履修要項」、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」第6条)

[点検・評価(長所と問題点)]

単位数の上限は、法令上の基準に従って適切に設定されている。

ただし、2009年度から法学既修者認定試験制度の変更に伴い、法学既修者認定試験に合格した学生に限り、1年間で登録できる上限単位数を、例外的に1年次36単位、2年次44単位とすることにした。これは、2年間の在学期間でも広く展開・先端科目を履修できるようにするための措置である。

(他の大学院において修得した単位等の認定)

2-13

[現状の説明]

他の法科大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、本法科大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができるように定めている。また、本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準ずるものとして取り扱っている。このようにして修得した単位については、本法科大学院において履修したものと認定することができる(龍谷大学専門職大学院学則第4章第8条)。これを受けて、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」では、大学間協議に基づき、他の法科大学院の授業を履修することができる旨定めている。このようにして修得した単位のうち、4単位を選択科目のうち所定の科目群の修了要件の単位に含めることができる(「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」第8条)。ただし、これまでのところ、本法科大学院が他大学の大学院とあらかじめ協議してこのような取り扱いをした例はない。

将来、上記のような形式で他大学大学院と協議をする場合には、本法科大学院教務委員会ならびに教授会において当該授業科目の内容を精査し、本法科大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように運営する扱いになっている。他の法科大学院における履修単位を本法科大学院で修得した単位として認定する場合、上記履修は、年間履修登録の上限単位数36単位に含める扱いになっており、本法科大学院の教育課程の一体性に影響を及ぼさないようにしている。

(根拠・参照資料:「龍谷大学専門職大学院学則」第4章 p.172、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」第8条)

(入学前に修得した単位等の認定)

2-14

[現状の説明]

入学前に大学院で修得した単位の認定方法については、本学または他大学の大学院の各研究科等を修了または退学し、本法科大学院に入学した者について、教育上有益と認めるときは、既に当該の大学院で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本法科大学院において修得したものと認定できる(「龍谷大学専門職大学院学則」第4章第10条第1項)。これによって認定できる単位数は、30単位を上限としている(同学則第4章第11条第2項)。

上記単位認定を希望する学生は、修得済みの当該希望科目の成績証明書ならびにシラバスを添えて、申請することになっている。これを受けて、本法科大学院教務委員会ならびに教授会において当該授業科目の内容を精査し、本法科大学院の教育水準および教育課程の一体性を損なわないように運営する扱いになっている。

(根拠・参照資料：「龍谷大学専門職大学院学則」第4章 p.172、「2008年度履修要項」pp.4-5)

(在学期間の短縮)

2-15

[現状の説明]

在学期間の短縮の適切性について、上述(2-14)のとおり、入学前に修得した単位等の認定について定めており、これにもとづき1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができることを定めている(「龍谷大学専門職大学院学則」第5章第13条第2項)。なおこれまで同学則第4章第10条第1項(2-14関係)及び第5章第13条2項にもとづき、単位認定及び在学期間の短縮を行った事例はない。

(根拠・参照資料：「龍谷大学専門職大学院学則」第5章 pp.172-173)

(履修指導の体制)

2-16

[現状の説明]

法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施については、法学未修者に対しては、入学直後授業開始までの1週間程の期間に、法律基本科目群担当教員による導入教育を行っている。その後、1年次学生に対しては「法務演習」を随意科目として開講し、法律書の読み方、六法の使い方、判例の読み方、法律用語の使い方等法律学の学習に必要な基礎的な技術の修得を図っている。

これまでに本法科大学院の入学者の中で既修者認定を受けた者はいないが、既修者として認定された場合には、上述(2-14)のとおり法律基本科目の認定を行うこととなる。その場合には、通常2年次で履修する科目を1年次段階で履修することとなるため、これに適した履修指導を実施することとしている。

本法科大学院は様々な学習歴や経験を持った学生を受け入れることをめざしているため、個々の学生の法的知識の習熟度も多様であるが、特に習熟度別クラス編成等を行わず、後述(2-17、2-18)のような学習相談・支援体制によって、個々の学習を補完している。

(学習相談体制)

2-17

[現状の説明]

教員による学修指導相談体制の整備と効果的な学習支援については、受講生の学習状況に合わせた個別指導を行い、授業内容についての確実な理解が得られるよう、専任教員によるオフィス・アワーを設けている。各教員の設定時間、場所等の詳細は、掲示板を通じて学生に周知している。オフィス・アワーの設定は、当該教員の担当科目配当年次の学生

がなるべく来訪しやすいように、時間割上考慮して行われている。また、オフィス・アワーの時間帯にどうしても都合がつかない学生に対しては、それ以外の時間帯でも相談を受けるよう柔軟に対応している。さらに、同一学年の必修科目が時間割上連続して設定されないようできる限り配慮しており、そのことによって、講義後に教員が学生からの相談を受けることができるようにしている。

なお、分野別（法律基本科目群）標準ポイントまたは修了認定最低ポイントに達することができなかった成績不振者に対しては、年度末において教務委員による学習相談・学習指導を行っているほか、年度初めには各教員において担当科目についての履修相談時間を設け、指導にあたっている。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」p.15、「2008年度前期オフィスアワー開設時間」、「2008年度後期オフィスアワー開設時間」）

2-18

[現状の説明]

アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施については、本法科大学院においては、専任教員と連携して科目選択等を含む学修に関する相談に対応し、学習到達状況に応じた指導を行い、学生の着実に計画的な学修を支援するためのチュートリアル・スタッフ（TS）を配置している。TSの任用、職務等については、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に定めている。

TSは、弁護士またはこれと同等以上の法律実務能力を有する者、大学または大学院において法律科目に関する教育歴を有する者、法務博士（専門職）または法学博士もしくは博士（法学）の学位を有する者、法学関係の博士課程（後期）に在籍する者およびそれと同等の能力を有する者、司法試験法（昭和24年5月31日法律第140号）附則第7条に基づいて行うものとする従前の司法試験のうち第2次試験論文試験の合格者、のいずれかの資格を有する者に限定している（規程第2条）。2008年度のTSは7名（うち1名は後期からの予定）で、弁護士または司法試験合格者であり、あらかじめ日時を定め個別の学修相談に応じたり、講義科目の学習をサポートするための自主ゼミを指導したり、未修者のためのリーガル・ライティング指導等にあたっている。

このほか、専任教員の指示のもとで、学習に必要な資料を収集したり、学生からの質問を取り次いだりする等の学習支援を行うティーチング・アシスタント（TA）も配置している。2008年度前期にTAを配置した科目は、「憲法」、「民法」、「民法」、「会社法」、「刑法」、「民法」、「民法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」、「商法演習」、「刑事実務総合演習」である。

学習に必要な法情報の収集に関して、学生がいつでも相談できるようにするため、法学修士号を有するロー・ライブラリアンを学生の自習スペースでもある深草図書館分室に配置し、法学の専門知識を活かしたアドバイスをを行っている。とりわけ法学未修者が判例報

告をする際には、判例に関する基礎知識、判例報告に必要な資料、資料収集方法等、基礎的な学修方法や法情報についてもアドバイスしている。また、ロー・ライブラリアンは、学生への学修支援・教員の研究支援を目的とした法情報に関する情報誌を定期的に発行しており、特に長期休暇前には、担当教員から提供された予習用参考文献や学習方法に関する情報を提供することで、学生の自主学習に役立てている。

(根拠・参照資料：「2008年度履修要項」 p.15、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」)

[点検・評価(長所と問題点)] (2-16 ~ 2-18)

履修指導や**学習相談**については、法学未修者に対して法律学の学習に必要な基礎的技術の修得を図りうる教育体制を整え、また既修者認定者への履修指導体制も整備しており、さらに成績不良者に対しては特段の履修指導を講じている(2-16)。さらにオフィス・アワーだけでなく、時間割編成においても学生からの学習相談に応じられるように配慮している(2-17)。ただし、カリキュラム編成上、1年次においては「法務演習」にてクラス担任的な相談・指導体制を講じているものの、2年次以降は個々の学生にとって担任となるような教員の設定を行っていないため、学習上の教員による相談窓口が明確になっていないという問題がある。

さらに授業等において学習支援や教育支援を担うTAや学生の自主学習を支援するTSを配置するなど、適切な学習支援体制を講じており、またロー・ライブラリアンを配置し、学生の学習相談や自主学習のアドバイスを行っていることは特色と言える(2-18)。しかし学生の自主学習を支援するTSが不足気味である。

[将来への取組み・まとめ] (2-16 ~ 2-18)

学生から教員への相談窓口が明確でないという課題について、2年次以上を対象に、担任的な役割を担う「学習相談員」制度を創設した。この「学習相談員」は、法科大学院専任教員全員が担当することとなっており、各学生の希望に応じて、当該学生の担任となり、学生の学習・生活上の相談に応じるものである。

またTSが不足気味であるという問題に対しては、本学教員のネットワークを活用して、本法科大学院出身者を含め若手弁護士を中心に適任者の発掘に取り組んでいるところである。

本法科大学院は2010年度より入学定員を削減することを決定したが、これは少人数教育の徹底と、より緊密な学習指導・相談を講じることを目的としており、教育体制の一層の充実を図ることができるものと確信している。

(授業計画等の明示)

2-19

[現状の説明]

授業計画の明示については、全授業担当教員に、授業の概要、到達目標、講義方法、15回分の授業計画、成績評価の基準と方法、テキスト・参考文献、履修上の注意等を盛り込んだシラバスの作成を義務づけ、これを毎年度「SYLLABUS 講義概要・授業計画」として印刷・製本し、すべての学生に冊子で配付している。また、本法科大学院のe-learningシステム上に全科目のシラバスを掲載しており、学生は貸与されているノート・パソコンからも常時閲覧することが可能になっている。

(根拠・参照資料：「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」、「ActiveCampus (法科大学院e-Learningシステム) 」)

2-20

[現状の説明]

シラバスに従った適切な授業の実施については、各教員が重視しているところである。しかし、関連分野において新たな立法がなされるなど種々の事情により、シラバスどおり実施できない場合もある。本法科大学院においては、シラバスの記載内容の変更はあらかじめ教務委員会の承認を得る扱いとしている。教務委員会は、その変更理由がやむを得ないものであるかを審査し、シラバスが適切に実施される体制を維持している。特に変更が成績評価の基準や方法に関するものであるときは、学生に与える影響が小さくないため、厳格に審査している。また、事後的ではあるが、毎学期終了時に実施される「授業アンケート」において、各教員の授業がどの程度シラバスに従ったものであったか概ね知ることができるようにしている。このようにして、シラバスに従った授業が実施される仕組みを確立している。

(授業の方法)

2-21

[現状の説明]

法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、1年次で開設されている法律基本科目は、基本的に法学未修者が受講しており、もっぱら講義形式で行われている。さらに、かかる講義科目には、その学習内容を定着させるために、各々の科目に対応する演習科目を組み合わせ設けており、そこで双方向の討論もしくは質疑応答等が行われている。例えば、「憲法」と「公法演習」、「民法」と「民法演習」、「刑法」と「刑法演習」等が、そのような関係にある。

2年次以降においても、演習や総合演習科目において双方向の討論等の授業形態がとられている。また、学習到達の程度に応じて、「刑事訴訟法」、「公法総合」等の講義科

目においても、質疑応答等の方法がとられている。

実務基礎科目群の多くの科目においては、模擬裁判形式やロールプレイ形式を積極的に取り入れながら、法曹養成のための実践的な教育方法がとられている。「要件事実論」や「刑事実務総合演習」、「刑事弁護実務」等においてである。例えば、「刑事実務総合演習」においては、200頁に及ぶ訴訟記録を各自に配付した上で、法律文書起案や模擬裁判形式を導入している。

[点検・評価（長所と問題点）]

教育活動が適切に行われていることの検証は、FD活動における報告、学生アンケート等を基礎に行っており、これまでのところ、概ね適切に行われていると思われる。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」、「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」）

（授業を行う学生数）

2-22

[現状の説明]

少人数教育の実施状況については、講義形式で行われる法律基本科目は、必修で一学年一クラス開講しているため、基本的に入学定員である60名規模で実施している。演習科目（総合演習、実務総合演習科目を含む）は、学生を3ないしは4クラス（名称としてはa～dを付す）に分けて開講するようにしており、15～20名規模の少人数クラスで実施している。同様のクラス分けは、「刑事弁護実務」ならびに「要件事実論」においても行っており、15～20名規模で実施している。なお選択科目においては、相当数の科目を開講しており、結果として各科目において少人数教育がなされるように配慮している。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」）

2-23

[現状の説明]

各法律基本科目における学生数の適切な設定については、上述（2-20）のとおり、講義形式で行われる法律基本科目は、一つの授業科目について60名規模で実施している。従来の実績を見れば、ほとんどの科目においては60名を超えない範囲で適切に運営されてきたといえる。2008年度においては、あらかじめ「民法」の再登録履修者や再履修者が多数見込まれたため、「民法」を2クラス開講することによって学生数が適正規模に収まるように対応した。

[点検・評価（長所と問題点）]

しかし2008年度には、一部の科目（「民法」72名、「民事訴訟法」69名）において、結果として受講者数が60名を超えることとなった。これは、それらの科目において、予想

を越えて再登録履修者が増加したこと等に起因したものである。これらの講義においては、TAを配置する等の措置をとり、授業運営上の支障は生じなかった。

[将来への取組み・まとめ]

受講生が70名程度を超える科目が予測される場合には、教務委員会および教授会において対応策を検討し、2クラスに分割する措置をとる。このためには、なるべく早めに学生の成績動向の把握や学習相談を行い、受講登録者数の予測に遺漏のないように努める。

また、本法科大学院は2010年度より入学定員を削減することを計画しており、これまで1学年60名体制のもとで行ってきた講義科目の授業についても、1学年30名体制で行う予定であるので、少人数教育の徹底と、より適正な授業運営を図ることが可能となる。

2-24

[現状の説明]

個別指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定については、「法務研修」の中核を構成するエクスターンシップ（実習）については、各研修受入れ先あたり1名の学生を派遣することとしている（例外的に2名受入れてもらっているところがあるが、同時に2名受入れるのは1箇所だけである）。基本的に受入先の指導担当者が、個別的指導を行う上で適切な少人数制度となっている。

（根拠・参照資料：「2008年度版 法務研修ガイド 学生用」p.23 実習先一覧）

（成績評価および修了認定）

2-25

[現状の説明]

成績評価、単位認定および課程修了の認定の基準および方法の明示については、シラバスの中に成績評価の基準と方法という項目を設けており、すべての科目について学生に対してあらかじめ明示されている。また「法務研修」においては、別途「法務研修ガイド 学生用」を配付して成績評価の基準と方法について詳細に明らかにしている。

単位認定および課程修了認定の基準および方法については、本学専門職大学院学則第4章第7条、第5章13条および第14条、ならびに本法科大学院履修細則第3条および第7条に定めており、さらにより詳細な説明を加えて履修要項の中に明示している。

（根拠・参照資料：「龍谷大学専門職大学院学則」第4章 p.172、「2008年度履修要項」

1.履修について pp.2-15、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」、「ActiveCampus（法科大学院e-Learningシステム）」、「2008年度法科大学院 定期試験実施関連資料」）

[現状の説明]

成績評価、単位認定および課程修了の認定の基準および方法の客観的かつ厳格な実施については、学修の成果に対する評価は、各科目について定められている単位数に相当する量の学修成果について行い、100点評価法で行っている。評価の方法としては、定期試験（学期末に実施する試験）、課題研究レポート（定期試験に代わるレポート）、中間試験（学期の途中で試験時間を設定して実施する試験）、平常点（講義・演習での発言についての評価、小テスト・小レポートの評価）があり、このうち2項目以上を合わせて行うことにしている。各科目において具体的にどのような評価をとるのかについては、それぞれの評価方法の占める割合について百分率を用いて、あらかじめシラバスに明記している。この割合を変更する等評価方法を変更する場合は、シラバス記載内容の変更に該当し、教務委員会の承認事項となり、厳格な運用を行っている。このような基準に従って、各科目とも厳格な合否判定を実施している。成績評価の客観性を担保するため、学生からの成績疑義制度を実施しているほか、全体の成績一覧表を作成した上でFD等を行い、教員間での分析・検討や情報の共有に努めている。

課程修了の認定については、後述（2-30）するポイント制等定められた基準に従い、教務委員会および教授会において客観的かつ厳格に実施している。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」5．成績評価 pp.6-10、「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」、「2008（平成20）年度成績表配付等の日程について」、「2008年度法科大学院成績疑義申出用紙」、「龍谷大学法科大学院開講科目成績分布（2008年度前期）」、「龍谷大学法科大学院開講科目成績分布（2008年度後期）」、「2008年度法科大学院 定期試験実施関連資料」）

（再試験および追試験）

[現状の説明]

再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、法律基本科目の不合格者のうち50点以上60点未満の者で、受験を願い出た者については再試験を実施している。対象科目は、「憲法 ・ 」、「行政法」、「公法総合 ・ 」、「民法 ～ 」、「会社法 ・ 」、「商法総則・商行為」、「民事訴訟法 ・ 」、「刑法 ・ 」、「刑事訴訟法 ・ 」の21科目である。また、実務基礎科目群の「要件事実論」については、「要件事実論」の不合格者のうち、「民事実務総合演習」との合計得点が110点以上に達した者のみが再試験を受けることができる。再試験の受験を希望する者は、公示する所定の期日に再試験受験願に再試験受験料（1科目3,000円）を添えて、法科大学院教務課に提出する。これらについては、毎年学生に配付される「履修要項」に明記している。

再試験については、上記のとおり受験資格を厳格に限定するとともに、定期試験と同様の

試験範囲、内容ならびに方法で、客観的かつ厳格に実施している。なお、再試験に合格した場合には、当該科目の成績は60点（2ポイント）である。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」5．成績評価 pp.6-10、「2008年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画」、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」、「2008年度法科大学院 定期試験実施関連資料」）

2-28

[現状の説明]

追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験の実施については、本法科大学院において追試験を受験することができる者は、病気や怪我、試験時における体調不良等により受験ができなかった者、親族（原則として3親等まで）の葬儀等により受験ができなかった者、交通機関の遅延等により受験ができなかった者、交通事故や災害等により受験ができなかった者、その他法科大学院教授会が特に必要と認めた者、となっている。

追試験受験資格を有し、追試験の受験を希望する者は、追試験受験願および欠席理由証明書（医師診断書、交通遅延証明書または事故理由書等）に追試験受験料（1科目1,000円）を添えて、その科目の試験日を含めて原則4日以内（土・日・祝日は除く。ただし、土曜日が試験日の場合は試験当日を含む）に法科大学院教務課に提出する。これらについても、毎年学生に配付される「履修要項」に明記されている。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」5．成績評価 pp.6-10、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」、「2008年度法科大学院 定期試験実施関連資料」）

（進級制限）

2-29

[現状の説明]

進級を制限する措置については、本法科大学院においては、進級制限の措置はとっていない。ただし、次（2-30）に述べるポイント制を採用し、修了にあたっては厳格な要件を定めている。

2-30

[現状の説明]

進級制限の代替措置の適切性については、本法科大学院においては、進級制限制度に代わり、ポイント制をとっている。本法科大学院の修了は、所定の修了要件単位数を修得し、かつ、修了認定基準（ポイント）を充たすことになっている。このため、修了にあたっては、一定以上の成績を挙げることが必要である。

本法科大学院の成績評価に際しては、ポイントが付されている。0～49点は0ポイント、

50～59点は1ポイント、60～69点は2ポイント、70～79点は3ポイント、80～89点は4ポイント、90～100点は5ポイントとなっている。そして、修了認定基準としては、一科目平均3ポイント（70点以上）修得することを基準に各科目群の最低ポイント数（総計162ポイント）が定めており、その旨履修要項に明示している。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」p.3）

[点検・評価（長所と問題点）] （2-25～2-30）

成績評価、単位認定および課程修了の認定の基準および方法の明示（2-25）、およびその客観的かつ厳格な実施（2-26）については、適切に行っている。また再試験および追試験についての明示および厳格な実施（2-27、2-28）についても適切に行っている。

このような厳格な成績評価・単位認定に加え、本学では進級制度の代替措置（2-30）として、ポイント制を導入しており、2007年度の第1期生の修了判定に際しては、対象の42名中、2名が単位不足、1名がポイント数不足により修了延期となった。この点で、ポイント制は、修了認定においては一定の厳格性を担保していると判断できる。

ただし、進級制限（2-29）を設けていないため、基礎的学力が不足している者であっても、2年次、3年次に進級できることになっており、高年次配当科目を履修する際に、学習上の困難に直面している例も散見される。

[将来への取組み、まとめ] （該当2-29）

特に進級制限を設けていないことによる問題について改善を図ることとし、法律基本科目の基礎的学力の徹底を図るとともに、系統的・段階的な法理論と実務能力の学修を保証するために、1年次・2年次各々で、必修科目において2科目以上取得できなかった場合、もしくは標準ポイントに達しない場合は、進級を認めないという進級制度を設けることを決定した（2010年度入学生から適用）。

（教育効果の測定）

2-31

[現状の説明]

教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性については、法律基本科目（講義科目）においては、期末試験の他に中間試験や確認テストを実施し、きめ細かな教育効果の測定を行っている。中間試験の実施については、科目担当者会議を開催して調整し、学習効果を高めるように努めている。

FD活動においては、定期的に学生の学修状況を把握する会合を開いている。そこでは、全学生の総合成績や各科目群別成績、各科目別成績について、分布状況一覧、年次変化等、必要とされる資料を作成・配付し、検討に供している。このような検討によって、教育効果の測定を有効に行うよう努めている。

また、学生に対して実施する「授業アンケート」においても、教育効果の測定項目を必ず挿入している。その結果は、教務委員会において報告して、集約する一方、各担当教員に通知し、それぞれにおいて検討している。このような検討を通じて、教育効果の向上に役立てるよう努めている。

全学生には、毎学期終了後に全体の成績分布表等を配付しており、そのことによって自己の学修到達状況を把握させ、その後の学修に役立てるように指導している。

(教育内容および方法の改善)

2-32

[現状の説明]

教育内容および方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、授業改革・カリキュラム改革等に資するため、教務委員会が責任主体となって、全教員に参加を呼びかけて、FD研究会を開催している。

これまでの取り組みとして、2005年度は、「前期授業アンケートについて」、「前期開講科目について(1)法律基本科目(講義科目)に関して」、「前期開講科目について(2)法律基本科目(講義科目)に関して」の計3回、2006年度は、「京都産業大学法科大学院における教育の基本方針」、「新司法試験初年度を終えて - 愛知大学における経験を踏まえて」、「模擬裁判授業について」、「前期授業について～授業評価を題材として」の計4回、2007年度は、「法科大学院『法務研修』について」、「3年次開講科目の修学状況について - 公法系・刑事法系科目」、「『要件事実論』と『民事実務総合演習』について」、「龍谷大学法科大学院における法情報教育」、「2007年度修了年次生の再試験受験状況について、ならびに2007年度終了時における必修科目の成績・修得ポイントについて」の計5回、2008年度は「T.S.からみた学生の学習状況について」、「法務研修の課題について」、「修了生と在学生の学修状況について」、「厳格な成績評価の実施について」、「FD活動の現状と課題について」、「厳格な成績評価と進級制度について」、「授業参観の実施結果について」の計6回・7テーマについての研究会をそれぞれ開催した。

このような全体的活動に加えて、プロジェクト運営委員会や各分野別教員会議、チュートリアル・スタッフ(TS)会議などにおいて、それぞれが担当する科目等の教育活動の改善を図るため、種々のFD活動を行ってきた。

また、全学的なFD支援・推進を担う組織として設置されている大学教育開発センターが、本法科大学院と連携し、最新のFDに関する情報の共有化を図っている。

(根拠・参照資料:「大学教育開発センター設置規程」)

2-33

[現状の説明]

FD活動の有効性については、前述の形態でFD活動を実施しており、その成果をもとに教

務主任を中心とした教務委員会において、教育内容および方法の改善に不断に役立てている。また各教員においても、FD活動において把握した学生の学修状況を踏まえ、教育内容および方法の改善に役立てている。この点については、各教員の所属する分野別教員会議でも同様に行われている。

2-34

[現状の説明]

学生による授業評価の組織的な実施については、各学期（セメスター）の定期試験終了時に、「法務演習」を除く全科目について、学生に対する授業アンケートを実施している。また、学期途中においては、希望する担当教員の科目において実施している。

授業アンケートには選択式回答欄と自由記述欄とがあり、選択式回答欄では、授業への出席回数、理解度、予習・復習にあてる時間等について答えるようになっている。このほか、自由記述欄では、授業に対する要望を記述できるようになっている。

（根拠・参照資料：「2008年度授業評価アンケート報告書」）

2-35

[現状の説明]

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、学生への授業アンケート結果は数値化・グラフ化され、科目を担当する全教員に配付される。同時にすべての授業アンケート結果は、教務委員会に提出され、検討に付されている。教務委員会は、オフィス・アワー等をとおしての学生からの意見、FD活動等による検証の成果、教員の日常的教育活動における経験、チュートリアル・スタッフ(TS)やティーチング・アシスタント(TA)等からの意見もあわせて、教育方法や内容の改善、カリキュラムの改善等のために、適切に授業アンケート結果を活用している。また、授業アンケート結果や教務委員会での検討状況は教授会にも報告し、必要な事項は教授会で審議している。

本法科大学院には学生の自治組織である院生協議会があり、定期的に院長ほかの法科大学院執行部と懇談会を開催している。その場においても、学生の授業評価に関する意見が表明されることがあり、適宜それを取り入れていく体制が確立している。

[点検・評価（長所と問題点）]（2-31 ～ 2-35）

法科大学院教育の充実に係る改善（FD等）について、教育効果の測定（2-31）として、期末試験のほかに、各種の学習到達状況把握に資する中間試験や確認テストを実施しており、また科目担当者会議を通じて、担当者間の連携による学習効果の向上に取り組んでいる。しかし、科目単位での教育効果達成度の測定は一定程度行われているものの、分野や科目群単位の到達目標の設定などについては、今後改善の余地がある。

このような組織的な単位での教育効果測定等を実施するためには、FDの体制強化が必須

であると認識する。本法科大学院では、教務主任を中心とする教務委員会が統轄して、教授会単位での研究会や授業アンケートの実施等、これまでも多様なFD活動を実施してきた(2-32)。そして例えば「要件事実論」の再試験制度化や模擬裁判授業の改善など、FD活動を通じての教育内容や方法の改善は有効に機能してきている(2-33)。しかしながら種々の教務事項を管轄する教務委員会が、同時にFD委員会的機能を兼務する体制となっていることについては改善を要するものと認識する(2-32)。

学生による授業評価の組織的实施(2-34)、およびそれを教育の改善につなげる仕組みの整備(2-35)については、学生による授業アンケートを中心に実施し、科目担当者にその結果を報告することにより、個々の改善につなげていけるよう、一定程度整備されている。しかし、授業アンケートをWeb上で実施する形式に変更したことにより回収率が低下するといった問題や、授業アンケート結果についての教員間での共有や学生へのフィードバックを実施できていなかった。

[将来への取組み・まとめ] (2-31 ~ 2-35)

法科大学院教育の充実に係る改善(FD等)に関する課題について、まず本格的な組織的・系統的FDを実現するために、2009年2月に「法科大学院のFD活動に関する規程」を整備し、本規程にもとづきFD委員会を設置した。また、これまで個々の科目担当者会議の中で行ってきたFD活動についても、あらためて個々のFD部会として位置づけ、組織的に推進できる体制を構築した。今後はこのような体制のもとで、分野毎、科目群毎の教育効果測定や有機的連携による教育指導、さらに教育内容のブラッシュアップを組織的・体系的に推進していくこととなる(2-32)。

また、学生による授業アンケートについては、2008年度後期から紙媒体でのアンケートを実施し、後期の全授業科目について82%に及ぶ回収を得た。このアンケートの結果については、教授会構成員間ですべて共有するとともに、学生に対しては数的評価について学生用ポータルサイトですべてを公開するとともに、自由記述等を含めた結果についても教務課にて自由な閲覧に供している。さらに、授業アンケート結果に対する科目担当者からのフィードバックも集約し、2009年度の早い段階で、他のFD活動の結果とともに報告書として取りまとめる予定である。そして報告書の内容に対するFD委員会及びFD研究会での分析・検討を通じて、さらなる教育改善につなげていく所存である。

(根拠・参照資料：「法科大学院FD活動に関する規程」、「2008年度授業評価アンケート報告書」)

(特色ある取組み)

2-36

[現状の説明]

教育内容および方法に関する特色ある取組みについては、本法科大学院は、「市民のた

めに働く法律家」を養成するという理念を実現し目的を達成するために、以下の特色をもった、理論と実務を架橋する教育課程を構築している。

すなわち、理論と実務の架橋のための龍谷大学法科大学院法務総合プロジェクトを基盤にして、第1に、配慮の行き届いた重層的・段階的な教育システムを構築したほか、第2に、「社会保障法」や「労働法」等の伝統的科目のほか、「刑事弁護」、「国際人権法」、「ジェンダーと法」、「消費者法」、「ITと法」等の特色ある科目を提供し、さらに、第3に、実務基礎科目群にエクスターンシップ（実習）を含む「法務研修」を必修科目として配置している。

また、教育方法の特色として、ITを利用した法学教育があげられる。上述（2-2、2-4、2-21）したとおり、本法科大学院では、講義と演習を一体として教育を進めるが、さらにそれを補強するためにITを活用した双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるe-learningシステムを採用している。このようなITを利用した教育は、学生の学習意欲を引き出すとともに、知識の定着を確実にするために機能している。なお、すべての学生がインターネットを利用することができるように、ノート・パソコンを無償で全学生に貸与しており、法科大学院生が利用する深草学舎紫光館では無線LAN設備を整備している。

3 教員組織

(専任教員数)

3-1

[現状の説明]

専任教員数に関する法令上の基準の遵守については、本法科大学院の専任教員数は、2008年5月現在において23名(うち教授22名)であり、法令上の基準(学生数60×3=180名ゆえ必要専任教員は12名)を遵守している(「告示53号」第1条第1項)。

(根拠・参照資料：基礎データ「教員組織(表5)」)

3-2

[現状の説明]

1専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、本法科大学院の各教員は、2008年度において、1専攻に限り専任教員として取り扱われている(「告示53号」第1条第2項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される)。

3-3

[現状の説明]

法令上必要とされる専任教員数における教授の数については、2008年度における本法科大学院の専任教員23名の構成は、教授22名、准教授1名であり、専任教員の9割以上が教授で構成されている(「告示53号」第1条第3項)。

(専任教員としての能力)

3-4

[現状の説明]

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、本法科大学院のすべての専任教員は、基礎データ「専任教員の教育・研究業績(表10)」が示すとおり、法律基本科目については、公法系、民事法系および刑事法系の各科目について、研究上の優れた業績を持つ研究者教員を配置するとともに、豊かな実務経験を持つ実務家教員を配置している。さらに、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群にも高度な指導能力を有する専任教員を配置するとともに、本学の法学部および法学研究科との兼担の教員を配置し、教育内容の多様化を図っている。また、各分野で卓抜した研究、教育または実務能力を有する優秀な客員および非常勤の教員を招聘し、教育内容の充実化を図っている。(根拠・参照資料：基礎データ「専任教員の教育・研究業績(表10)」)

[点検・評価（長所と問題点）]

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者か、高度な技術・技能を有する者か、または特に優れた知識および経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

[将来への取組み・まとめ]

教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、現在のところ基準を十分に満たしているが、2010年度末までに7名の専任教員の定年退職が見込まれており、高度な指導能力を有する教員の計画的な補充・配置を検討する必要がある。

（実務家教員）

3-5

[現状の説明]

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、次のとおりである。2008年度における本法科大学院の専任教員23名の構成は、基礎データ「教員組織（表5）」が示すとおり、いわゆる実務家教員4名、いわゆる研究者教員19名であり、専任教員の約2割が実務家教員であり、かつ基礎データ「専任教員の教育・研究業績（表10）」が示すとおり、そのうち3名の実務家教員が、5年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員である。

（根拠・参照資料：基礎データ「教員組織（表5）」、「専任教員の教育・研究業績（表10）」）

[点検・評価（長所と問題点）]

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、前記のように、専任教員23名中いわゆる実務家教員は4名であるが、1名は官庁の出身者であり基礎データ「専任教員の教育・研究業績（表10）」が示すように、高度な実務能力、研究能力を有していると考えられるものの、狭義の法曹ではない。2007年度末に2名の実務家教員（裁判官出身者および弁護士）が退職したため、5年以上の法曹としての実務経験を有している者は2008年5月1日現在3名（ただし、研究者教員に5年以上弁護士としての実務経験を有する教員が1名おり、合計すると4名となる。）であり、23名を母数とすると、基準となる2割にやや満たない。ただし、本法科大学院の定員から必要とされる専任教員12名を母数とすると基準は十分に満たしている。

[将来への取組み・まとめ]

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、現在、弁護士登録をして実務に従事している研究者教員のうち2名が、2010年度には、5年以上の実務経験を

という条件を充たす見込みである。また、2009年度からの実務家教員の新規採用についても、すでに決定している。

(専任教員の分野構成、科目配置)

3-6

[現状の説明]

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置については、次のとおりである。本法科大学院においては、2008年度、法律基本科目の各科目のそれぞれにつき、もっぱら実務的側面を担当する教員を除いた専任教員(いわゆる研究者教員)が1名以上配置されている。具体的には、公法系科目5名(憲法が3名、行政法が2名)、刑事法系科目4名(刑法が3名、刑事訴訟法が1名)、民事法系科目6名(民法が4名、商法が2名)の計15名が適切に配置されており、入学定員101~200名未満の法科大学院に求められている基準(民法に関する科目を含む少なくとも3科目については専任教員2名以上)をあてはめても、これを充たしている。

[点検・評価(長所と問題点)]

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置については、上記のように概ね基準を充たしているが、民事訴訟法を担当する専任教員が2007年度末で退職したため、2008年度においては、非常勤講師(ただし、当該教員は2007年度まで本学法学部の専任教員であり、法科大学院カリキュラムの理解と教員間の連携等については支障がないよう配慮している)で補っており、現在、専任教員の選考・採用を検討している。法律基本科目に限らず、専任教員の採用に当たっては、限られた資源の有効活用を図る意味からも、本学法学部との連携による計画的な専任教員の補充、配置が不可欠である。なお、本学法学部において、2009年4月から民事訴訟法を担当する専任教員の採用が決定しており、同教員が兼担として法科大学院における民事訴訟法を担当することになっている。

[将来への取組み・まとめ]

法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置については、現在、民事訴訟法を担当する専任教員の選考・採用が優先的に検討されているが、憲法、刑法、商法についても順次専任教員の定年退職が予定されており、法律基本科目については、本学法学部とも連携をとりつつ、専任教員の計画的な補充配置を検討している。また、上記のように限られた人的資源を有効活用する観点からも、本学法学部との間で専任教員の配置換えないし相互乗り入れの可能性を検討する必要がある。いずれにしても、法律基本科目については、常に法科大学院の専任教員が担当するよう、人材確保に努める。

3-7

[現状の説明]

法律基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への教員の適切な配置について、2008年度は、以下のとおり専任教員を配置している。法律基本科目については、上述(3-2)のとおりである。基礎法学・隣接科目群については、専任教員2名(研究者教員1名・実務家教員1名)を配置し、展開・先端科目群には専任教員4名(研究者教員3名・実務家教員1名)を適切に配置している。

3-8

[現状の説明]

主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、本法科大学院の場合、2008年度は2名の専任教員(いずれも実務家教員)を配置している。各科目については、「法情報演習」に1名の実務家教員(専任教員)、「要件事実論」に4名の実務家教員(うち2名が専任教員)を配置している。「法曹倫理」、「刑事実務弁護」、「要件事実論」、「公法実務総合演習」、「民事実務総合演習」、「刑事実務総合演習」については、すべて実務経験のある教員を配置している。また、本法科大学院において必修科目となっている「法務研修」では、弁護士事務所や企業法務が学生の受け入れ先となっており、実務家による指導を行っている。

(教員の構成)

3-9

[現状の説明]

教員の年齢構成については、基礎データ「専任教員年齢構成(表8)」が示すとおりであり、2008年度における本法科大学院の専任教員の年齢構成は、教育研究の水準の維持向上および教育研究の活性化を図る上でバランスの取れた構成となっている。専任教員の年齢構成は、23名中、31歳～40歳の教員は2名、41歳～50歳は4名、51歳～60歳は6名、61歳～70歳は11名である。

(根拠・参照資料：基礎データ「専任教員年齢構成(表8)」)

3-10

[現状の説明]

教員の男女構成比率については、専任教員23名のうち女性教員は1名である。兼任教員、客員教授を含めると3名の女性教員が講義・演習を担当している。

(専任教員の後継者の補充等)

3-11

[現状の説明]

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、本学大学院には、法学研究科があり、法科大学院修了後に、博士課程後期に進学することが可能な制度設計となっている。専任教員の補充については、現在、2009年4月から「要件事実論」等を担当する実務家教員の採用が決定している。また、3名の専任教員(公法系1名、刑事法系1名、国際人権法1名(実務家教員))が2010年3月末で退職すること等が予定されているため、法律基本科目を中心に後任補充の人事を検討している。

[点検・評価(長所と問題点)]

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、本学大学院法学研究科博士後期課程を修了後、大学教員として就職していく院生は、過去も現在も一定数存在している。また、本学大学院法学研究科は、2006年度に入試要項を改正し、博士後期課程に進学を希望する場合、法科大学院修了生が著しく不利となることのないように、通常の修士課程修了者とは異なる受験資格や受験科目を課すことにした。しかし、本法科大学院では、法学研究科の博士後期課程に進学するものを想定したカリキュラムは、まだ整えられていない。

[将来への取組み・まとめ]

専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、本学の大学院法学研究科と連携を図りながら、教員養成体制の構築に向けて、本学として取り得る措置が何かを探ることから始める必要がある。その際に、先駆的な他の法科大学院等の事例を参照し、必要な場合、他の法科大学院や法学研究科との教育的連携も視野に入れながら、検討を重ねる予定がある。

(教員の募集・任免・昇格)

3-12

[現状の説明]

教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規定については、次のとおりである。本法科大学院における教員に関する人事権は、法科大学院教授会に存する。また、本法科大学院においては、その教育理念・目的に沿った多様かつ高度な内容の授業科目からなるカリキュラムの実施という観点からすれば、教員の募集に関して一般公募制を採ることは適切ではなく、関係教員等への推薦依頼に基づく個別審査制をとることが適切であると考えている。具体的には、教員の募集・任免・昇格については、全学の「教育職員選考基準」に基づいて行われる。また、法科大学院教員の選考については、「龍谷大学大学院法務研

究科(法科大学院)教員選考内規」および「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」にもとづいて、法科大学院教授会において行われている。

(根拠・参照資料：「教育職員選考基準」、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」および「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」)

3-13

[現状の説明]

教員の募集・任免・昇格に関する規定に則った適切な運用については、専任教員の募集・任免・昇格に関しては、前項所掲の規程に則って適切な運用がなされている。なお、これまで本法科大学院において教員の昇格実績はない。

(教員の教育研究条件)

3-14

[現状の説明]

専任教員の授業担当時間の適切性については、基礎データ「専任教員の担当授業時間(表9)」が示すとおり、2008年度の本法科大学院の専任教員の授業担当時間の平均は7.98時間であり、教育の準備および研究に配慮した適正な範囲内である。

(根拠・参照資料：基礎データ「専任教員の担当授業時間(表9)」)

3-15

[現状の説明]

教員の研究活動に必要な機会の保障については、本学では全学的に研究専念期間(長期・短期国外研究員および国内研究員、特別研究員(サバティカル)等)を設けており、法科大学院においても実施されることが当然に予定されているが、法科大学院の開設(2005年度)から2008年度までの間は、法科大学院の教育システムの安定・定着化を図るために、その実施を、短期国外研究員(1か月以上3か月以内)に限る等、限定的な運用に留めてきた。2009年度以降は、国外研究員(長期=1年間または6か月)等の実施を検討している。ただし、実際の運用にあたっては、現在のところ法律基本科目の専任教員が長期間研究専念期間をとることは、その間の講義担当の代替手配等が容易ではないため、非常勤講師の配置を含め、本学法学部との連携・協力関係を強化する必要がある。

3-16

[現状の説明]

専任教員への個人研究費の適切な配分については、基礎データ「専任教員の個人研究費等(表12)」が示すとおり、龍谷大学では全学的にすべての専任教員に「個人研究費」等が支給され、また、各専任教員の申請に基づき、研究助成・補助制度として、単年度または

複数年度にわたり、出版助成、国際学会出席旅費補助、原稿掲載料補助など様々なカテゴリーに応じて研究費が支給されている。

(根拠・参照資料：基礎データ「専任教員の個人研究費等(表12)」)

(人的補助体制)

3-17

[現状の説明]

教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備については、教学促進費による外部講師を招聘するための予算を確保しており、2008年度も広く実施した。また、ティーチング・アシスタント(TA)、チュートリアル・スタッフ(TS)についての予算も確保し、十分に活用されている。また、研究についてサポートする部署として研究部を設けており、研究支援担当職員が配置されている。研究部には、情報処理機器の利用や設定について支援を行うためPCサポート室が設けられており、法科大学院教員が主に利用する紫光館にも小規模ながら同様の部署が設けられ、業務委託による担当職員が配置されている。

(教育研究の評価と教育方法の改善)

3-18

[現状の説明]

専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、「授業アンケート」の結果が公表され、授業内容を見直す契機となっているほか、「授業アンケート」や授業内容についてのFDも活発に行っている。また、現在、全学的に教育・研究・社会連携・大学運営などを総合しての教員評価のあり方が検討されている。

(特色ある取組み)

3-19

[現状の説明]

教員組織に関する特色ある取組みについては、法律基本科目、法律実務基礎科目等、複数のクラスで同一内容の授業を行う科目については、教員間の事前・事後の打ち合わせを行い、理念・目的ならびに教育目標を達成するため、またはシラバスに即した教育を実現するための試行錯誤を継続的に行い、改善に取り組んでいる。また、法律基本科目については、兼任教員も含めて、分野ごと(公法系、民事法系、刑事法系)の打ち合わせを積極的に行うとともに、必要に応じてFD等に取り組み、教員間での問題意識の共有に努めている。

4. 学生の受け入れ

(学生の受け入れ方針等)

4-1

[現状の説明]

理念・目的ならびに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続きの設定、入学志願者・社会への公表について、本法科大学院は、「市民のために働く法律家」となる意欲と資質をもった人たちに入学してもらうため、多様な学歴・職歴をもった学生を受け入れ、広く深い基礎的教養をもった法律家を輩出することを目標のひとつとしている。

上記の目標を具体化するため、いわゆる「法学既修者コース」（すでに法学を学修した学生のための2年間の短期養成コース）は設けていない。また、入学試験段階では法律科目試験を課していない。入学定員は60名で、前期50名・後期10名の募集枠を設定し、入学選抜を行っている。法曹としての資質だけでなく、意欲や目的意識をも考慮した入試制度にするため、自己推薦書および面接試験を重視している。また、一定の社会人としての経験を有する人たちに門戸を開くために社会人選抜入試を実施している。

選抜の方法および手続については、その詳細をまとめた「法科大学院パンフレット」および「入試要項」を作成し、希望者には無料で配布するほか、本法科大学院のホームページ等を通じて、つねに情報の周知を行っている。また、志願者の質問にはすぐに対応できるよう法科大学院に入試・広報委員会を設けており、さらに入試関連事務については、全学を所管する入試部と協力して、法科大学院教務課が主体的に従事している。

選抜の方法および手続の周知のため、新聞社等の広告や合同説明会に参加するとともに、本学の独自説明会を開催して、本法科大学院に関する情報をできるだけ多くの方に提供できるよう努めている。このほか、専門雑誌等の取材にも積極的に応じており、本学の法科大学院の理念、選抜方法の方針、選抜方法・手続等については、その特色も含め、多くの志願者に理解されている。

(根拠・参照資料：(「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)pp16-18)、「龍谷大学法科大学院2009年度入学試験要項」、「龍谷大学法科大学院ホームページ(<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」)

[点検・評価(長所と問題点)]

上記のとおり、開設以来、法学未修者を主たる対象として、理念等に即した学生受け入れ方針、選抜方法、選抜手続きを定め、入学志願者・社会に対して積極的に公表するとともに、実施してきた。しかし入試状況を見ると(基礎データ「志願者・合格者・入学者数の推移(表13)」参照)、志願者数は減少傾向にあり、このような現状に鑑みると、法曹となるにふさわしい資質を有する学生の確保は、今後、深刻な状況となることが予想され

る。

(根拠・参照資料：基礎データ「志願者・合格者・入学者数の推移(表13)」)

[将来への取組み・まとめ]

上記の課題を克服するとともに、法科大学院教育の充実を図るために、少人数教育のさらなる徹底と、学生一人ひとりの実力向上を促すための学習指導・相談・支援を実現するために、理念・目的ならびに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続きを堅持しつつ、2010年度より入学定員を60名から30名に減ずることとした。

4-2

[現状の説明]

入学者選抜にあたり、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているかどうかについて、上記の受け入れの基本方針を実現するため、本法科大学院の入試は、一般入試、社会人入試とともに、適性試験、自己推薦書および小論文・面接試験の総合評価によって判定している。すべての志願者と直接面接することを原則としているが、出願者数が募集人員の4倍を超えた場合のみ、出願時に提出された適性試験成績と自己推薦書の書類で審査し、小論文・面接試験の受験者を募集人員の4倍までに限ることとしている。入学者選抜にあたっては法律科目の試験は実施しておらず、評価は、適性試験が100点、自己推薦書が100点、および小論文・面接が100点の配分としている。受験資格として適性試験の最低点(入学最低基準)は設定していない。可否の判定は、上記の3つの資料の評価を合計し、合計点数の上位から募集人員に一定の数を加えた人数に合格通知を送付している。

評価の客観性・公正性を担保するため、自己推薦書は、法科大学院を志望する理由のほか、自己の意欲と資質、能力等をアピールするために志願者が適当と判断する資格、経験・経歴等に関する資料の提出を求め、複数の採点委員でこれを評価している。小論文・面接においては、法律的な問題ではなく、広く社会科学的な分野に関する問題について小論文を書かせた上で、その内容を参考としながら、複数の面接員が口頭による質問を行い、それに対する応答の内容を評価している。小論文では文章読解能力および説得力ある論理的な文章の作成能力を評価し、面接においては質問を理解する能力、自己の見解をまとめた確に伝える能力を評価しているので、法学未修者にも広く門戸が開かれている。

小論文の出題については、法科大学院院長の指名する複数名の出題委員が、その形式および内容を決定する。小論文および面接の採点は、複数の面接委員がこれを採点した後、採点者会議において平均点の調整の必要性を検討し、必要があれば、若干の調整を行っている。

試験の方法・内容・採点基準等については、法科大学院パンフレット、入試要項、ホームページ等で公表している。入試結果についても、翌年度の法科大学院パンフレット、ホ

ホームページ等を通じて公表し、その透明性と公開性を担保するとともに、説明責任を果たしている。

(根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」pp16-18、「龍谷大学法科大学院2009年度入学試験要項」、「入学試験規程」、「龍谷大学法科大学院ホームページ (<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」)

[点検・評価(長所と問題点)]

入学者選抜にあたり、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によつての受け入れは実現できている。

また、適性試験の成績と入学後の学業成績・新司法試験の成績との相関関係について、統計処理をして、FD研究会などで分析している。適性試験の得点が極端に低い者については、学業成績が比較的下位である傾向が一部認められるが、現時点では、全体として、強い相関関係があるとまではいえない。今後、基礎データを蓄積し、長期的展望に立つて検討し、小論文試験の出題や入学後の教育に反映させることなどが課題となっている。

[将来への取組み・まとめ]

今後、志願者の減少傾向の中で適性試験の得点の低い者が合格圏内に入ってくる可能性も否定できない。この問題について検討した結果、2010年度より入学定員の削減を図る際に、適性試験得点の最低基準を設定することとした。

4-3

[現状の説明]

学生募集方法および入学者選抜方法における公正な機会の確保について、本法科大学院では一般選抜と社会人選抜の2種類以外の選抜方法はとっておらず、特別な受験枠は設けていない。

一般選抜の出願資格は、大学を卒業した者および2008年3月卒業見込の者、外国において学校教育における16年の課程を修了した者および2008年3月修了見込の者、文部科学大臣の指定した者、大学に3年以上在籍し、かつ所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本法科大学院が認めた者(「飛び入学」制度)、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本法科大学院が認めた者、のいずれかに該当する者となっている。

なお、「飛び入学」制度により出願する者については、本入学試験に合格し、大学在学期間が休学中の期間を除いて3年以上で、110単位以上を修得した場合にのみ入学を認めることとしている。

社会人選抜の出願資格は、入学時までに通算3年以上の「社会人としての経験」を有し、かつ大学を卒業した者で、「社会人としての経験」とは、就業経験またはこれに準ずる社会的経験(家事労働、NPO活動等)を有する者としている。ただし、社会人選抜と一般選抜

を同時に併願することはできない。

志願者が受験しやすいように、入試日は週末とし、社会人にも受験の機会が保障されるよう社会人選抜は日曜日に設定している。また、適性試験の得点が低いことを理由に受験資格を制限するような措置は行っていない。

受験資格について疑問のある場合は、事前に問い合わせるよう、法科大学院パンフレット、入試要項、ホームページ等で周知しており、問い合わせがあった場合は、入試・広報委員会で審査し、教授会の議を経て、その結果を本人に通知している。

このように、社会人等にも幅広く門戸を開き、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保した入学者選抜制度となっている。

(根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」pp16-18、「龍谷大学法科大学院2009年度入学試験要項」、「龍谷大学法科大学院ホームページ(<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」)

(実施体制)

4-4

[現状の説明]

入学者選抜試験に関する業務が、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているかどうかについて、入学者選抜試験に関する業務は、全学レベルでは入学試験委員会が所管する。法科大学院の場合、小論文試験の出題については、出題委員会を設置し、同委員会が問題を作成し、その構成、内容、解答等の点検および照合を行う。法科大学院入学試験の実務については、教員3名および担当事務職員2名で構成する法科大学院入試・広報委員会がその事務を所掌する。当該事務の処理については、法科大学院教務課と入試部が協力してこれを行う。

このように、責任ある実施体制の下で適切かつ安定した入試業務を行っている。

(根拠・参照資料：「入学試験規程」、「2008年度法科大学院前期入学試験・実施要領」、「2008年度法科大学院後期入学試験・実施要領」)

(複数の入学者選抜の実施)

4-5

[現状の説明]

複数の入学者選抜方法を採用している場合の、各々の選抜方法の位置づけおよび関係の適切性について、本法科大学院では、一般選抜と社会人選抜の2種類の入学者選抜を採用し、前期と後期にわけて募集している。一般選抜と社会人選抜を区分しているのは、多様な社会経験を有する法律家志望者に門戸を広げるためのものであり、また前期・後期と年2回の入試を実施することにより、本法科大学院を志望する受験生に対する受験機会を広げることを企図してのものである。なお、法学既修者と法学未修者を区別し、それぞれの

入学定員をあらかじめ定めておく入試制度は採用していない。

(根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」、「龍谷大学法科大学院2009年度入学試験要項」、「龍谷大学法科大学院ホームページ(<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」)

(公平な入学者選抜)

4-6

[現状の説明]

公平性を欠く入学者選抜が行われていないかについて、本法科大学院では自校推薦や団体推薦等による優先枠を設ける等の形での入学者選抜は行っていない。

過去4回の入学者の出身校は、毎年25校から30校の範囲に及んでいるが、本学の出身の入学者は、2005年度5名、06年度9名、07年度7名、08年度11名であり、特に偏りはない。なお、入学者数の多い上位3校は、立命館大学、同志社大学、龍谷大学であり、京都地区・関西地区の大学が多いという地域性を有している。このように結果からも公平性が担保されていることが明かである。

(根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」、「龍谷大学法科大学院2009年度入学試験要項」、「龍谷大学法科大学院ホームページ(<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」)

(複数の適性試験の結果)

4-7

[現状の説明]

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法の適切性、事前公表の有無について、本法科大学院では、適性試験は、大学入試センターと日弁連法務研究財団が実施する適性試験のいずれか一方の成績を提出すればよいものとし、受験生が上記の2つの適性試験を受験し、その両方の試験結果を提出した場合には、日弁連法務研究財団が公表している「対応表」によって大学入試センターの得点に換算し、その高い方の点数を受験生の得点としている。

2つの適性試験が利用可能であることについては、法科大学院パンフレットおよび入試要項に明記され、出願書類にどの適性試験を利用するのかを記入することになっており、志願者には、その内容および方法について、事前に十分周知されている。

2つの適性試験を利用できるということは、受験の機会を広げることにつながり、また、その対応方法も一般に普及した方法であるので、適切である。

(根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院2009年度入学試験要項」p.13 出願書類)

(法学既修者の認定等)

4-8

[現状の説明]

法学既修者の認定の公正性、認定基準の事前公表について、本学は、上述(4-1)のように、入学試験段階では、法学既修者と法学未修者を区別した選抜方法を採用しておらず、その意味で、2年間で修了する法学既修者コースは設けていない。ただし、本学の入学試験に合格した者であって、すでに法律学を十分に学び、基本的な学修が終わっている者については、本人が希望する場合、一定の単位を認定するための試験(法学既修者認定試験)を実施しており、優秀な成績を修めた場合には、一定の法学基本科目を修得しているものとみなし、2年間で修了することを認める制度を導入している。

2005年度から08年度まで、試験科目は、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法および刑事訴訟法の7科目、合格点は全科目において70点以上とし、入学直後のオリエンテーション期間に実施してきた。

法学既修者認定試験については、出題科目の担当者から構成される出題委員会を組織し、出題者および採点者を決定し、出題および採点に当たっている。事前に問題の内容に重複がないか等をチェックするための会議を開催して審議している。採点は、複数の科目担当者が行っている。合否の判断は、教授会で行うが、これまでの4年間、16名の認定希望者がいたが、合格者はいない。

いわゆる法学既修者コースは設けていないこと、および、上記のような法学既修者認定試験を実施していることについては、「法科大学院パンフレット」および「入試要項」に明記し、その他の広報媒体でも明記している。

(根拠・参照資料:「龍谷大学専門職大学院学則第4章10条の2」p172、「2008年度履修要項p4」、「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」pp16-18、「龍谷大学法科大学院2009年度入学試験要項」p13、「龍谷大学法科大学院ホームページ(<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」)

[点検・評価(長所と問題点)]

上記のような入試方法の趣旨については、面接試験、アンケート等で意見を聴取している。本学の志望者は、3年間の履修を希望するものが大多数であり、受験生の評価も定着していると思われる。

法学未修者を基本とするカリキュラムは、「市民のために働く法律家」を養成するという本法科大学院の教育理念から導かれたものであり、将来的にもこれを堅持していく。しかしながら、毎年、法学既修者の認定を希望する法学部出身の合格者がいる。基本理念を維持しつつ、法学部における教育との連携をいかに図るかということが課題となっている。

[将来への取組み・まとめ]

上記のような課題を解決するため、2009年度入試から、法学既修者認定試験の実施時期を前期入試の第2日目とし、この試験の受験を希望する者は一般選抜試験を受験することを条件とすることとした。また、試験科目も憲法、民法、商法および刑法の4科目に削減した。これは、09年度入学生から、カリキュラムの部分的改訂を行い、1年次には実定法の法律基本科目を配置し、2年次以降に行政法、民事訴訟法および刑事訴訟法が配置したことにより、上記のような変更が可能となった。その結果、上記4科目の試験ですべて70点以上をとった者については、1年次配当の法律基本科目26単位を取得したものとみなし、2年次からの授業を受講できることとなった。この場合、他の修了要件を充たせば、2年間の在学期間で修了することができる。

上記の改訂については、法科大学院パンフレットや入試要項に明記するとともに、本学法科大学院のホームページを含む他の広報媒体でも、強調して周知に努めている。

4-9

[現状の説明]

法学既修者の課程修了の要件について、認定単位数が適切に設定されているかという点について、本法科大学院では、法学既修者認定試験に合格した者については、1年次に配当されている法律基本科目（計30単位）を一括して修得したものとみなされることになっており、法令上の基準（1年、30単位を上限とする）を遵守している。

本学における法学既修者認定は、例外的な措置であるが、在学期間の短縮が可能となる制度であることから、法令上の基準に適合するよう配慮している。

[将来への取組み・まとめ]

上述（4-8）のように、2009年度からの法学既修者認定試験の改訂にともない、在学期間の短縮が可能となる法学既修者認定試験の合格者については、26単位を一括認定する。

（入学者選抜方法の検証）

4-10

[現状の説明]

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているかについては、本法科大学院では、入試・広報委員会を設置し、入学選抜制度の運営および検討を恒常的に行っている。入試の運営については、上記委員会で検討したうえで、教授会に提案し、審議・決定され、全学の入学試験委員会で承認されるシステムになっている。

入試制度については、受験生の予測可能性を担保するという観点からも、できる限り安定した運営が望まれる。本学の学生受け入れの基本方針は維持しつつ、受験生のニーズに

応じることのできるような改善を試みている。志願者、合格者、本学法学部在学学生等に対してアンケートを実施して、具体的な意見・要望を聴取している。また、各年度の入試の結果については、教授会に報告して意見を聴取している。制度改革が課題となる場合には、教授会懇談会を開催し、忌憚のない意見を聴取する機会を設けている。

上記のような実態調査をもとに、なんらかの改善が必要な場合は、法科大学院入試・広報委員会で起案し、法科大学院執行部会議でさらに検討したうえで、法科大学院教授会に提案し、審議・決定したのち、全学の入学試験委員会にて承認されるというシステムを構築している。

(入学者の多様性)

4-11

[現状の説明]

多様な知識または経験を有する者を入学させるための配慮について、入学者の多様性を確保するため、一般選抜の他に社会人選抜の制度を設けている。これは、多様な知識または経験をもつ社会人の知識と経験を評価資料にすることによって、その入学を促進することを意図した制度である。なお、本学において社会人とは、入学時までに通算3年以上の「社会人経験」を有する者をいう(「法科大学院パンフレット」参照)。なお、法学部または法学研究科の出身者を優遇するような制度は設けていない。

小論文試験においては、法律的知識を問うのではなく、社会科学的なテーマについて出題し、面接試験においては、複数の教員が口頭で質問し、これへの応答を評価している。また、自己推薦書に記載された法曹志望の動機や問題意識等についても、面接で確認している。

非法学系学部出身者および社会人の入学者は3割程度を占めており(基礎データ「入学者の内訳(表14)」参照)、今年初めて出た修了者についても、成績上位10名中、社会人選抜入試による入学者が半数を占めている。

(根拠・参照資料:基礎データ「入学者の内訳(表14)」、「龍谷大学 法科大学院2009年度入学試験要項」、「龍谷大学 法科大学院2008年度入学試験要項」、「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」、「龍谷大学法科大学院(2008年度版パンフレット)」)

[点検・評価(長所と問題点)]

多様な人生経験を背景にして、本学の「市民のために働く法律家」の養成という教学理念に魅力を感じて志願する者は少なくない。今後とも、志願者の気持ちを大切に、本学の理念に共感して志願する者に広く門戸を開くことが課題となる。

自己推薦書の内容や面接の応答によると、非法学系学部出身者や社会人の中には、これまでの人生経験を契機に、明確な問題意識を持って法曹を志す者が少なくない。一般に多様性は活性化につながる。「市民のために働きたい」という潜在的な入学志願者が少な

らず存在すると考えられるので、今後とも多様な人材を確保できる条件整備が課題である。

社会人の場合、多くの者が仕事を辞めて入学することから、経済的基盤を確保するための条件整備も課題である。

[将来への取組み・まとめ]

入試における社会人枠は、今後とも維持する。本法科大学院のカリキュラムは、法学未修者を想定して組まれているが、今後、FD活動などを通じて、さらなる検討を続け、非法学系学部出身者や社会人が法曹としての能力を身につけられるシステムの構築に努力する。

4-12

[現状の説明]

法学以外の課程を履修した者または実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上になるよう努めているかという点については、上述のように「市民のために働く法律家」を養成するとの理念に基づき、法学未修者3年を原則とするカリキュラムを構築していることをアピールし、他の法科大学院との違いを際立たせるとともに、上述(4-12)の社会人選抜入試を実施することにより、実務等の経験を有する者または法学以外の課程を履修した者の各々の割合は、2005年度は社会人35名(60.34%)・法学部以外出身者25名(43.1%)、06年度はそれぞれ29名(48.33%)・15名(25.0%)、07年度は22名(37.9%)・20名(34.5%)、08年度は12名(23.5%)・13名(25.49%)であり、常に3割以上を確保している。08年度において、法学以外履修者と実務経験者の重複を除いた合計数は18名(35.29%)である。

日本語を母国語としない外国籍の学生も受け入れており、現在、韓国からの留学生が1名在籍している。

(根拠・参照資料：基礎データ「入学者の内訳(表14)」)

(入学試験における身体障がい者等への配慮)

4-13

[現状の説明]

身体障がい者等が入学試験を受験するための体制整備について、本法科大学院入試選抜制度では、身体に障がいのある受験生のための受験特別措置が設けられている。受験特別措置を希望する受験生は、出願書類を提出する前にその旨を申し出て、事前に必要な情報を提供し、所定の書類を提出する。これを法科大学院において検討し、本学の施設設備で対応可能か否かを検討し、それぞれの障がいの種類・程度に応じた受験特別措置を決定する仕組みとなっている。

申請に際しては、本学指定様式の申請書と医師による診断書等の提出を求めている。これまでの経験では、視覚障がい、身体の機能障がい等のハンディキャップをもつ志願者の受験を認めており、受験を拒否した事案はない。

現在のところ、受験特別措置を実施して入学した者は視覚障がいのある学生1名である。

(定員管理)

4-14

[現状の説明]

入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の適正な管理については、在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないように、入学試験を前期(50名)、後期(10名)に分けて実施しており、合格者の手続については、2段階の手続とし、かつ、定員を大幅に下回るような場合には、教授会の決定にもとづき、追加合格を発表することになっている。これまでに追加合格を認めたのは2006年度だけである。

入学定員は各学年60名であり、各年度の入学者は、それぞれ2005年度58名、06年度60名、07年度58名、08年度51名であり、いずれも定員枠内である。在学生数については、プロセスによる評価を重視し、安易な単位認定をせず、修了要件についても独自のポイント制度を導入している。2007年度の修了生は39名であり、3名が修了基準を充たさなかった。

2008年度の在学生は、1年次52名、2年次54名、3年次56名、3年次を超えて在学する者3名、合計165名となっており、収容定員の枠内である。なお、初年度の修了認定率(修了者数÷入学者数)は、67.2%であった。

このような慎重な入学判定および修了判定を行っていることもあり、これまでのところ入学者数および在籍学生数については大きな問題は生じていない。

(根拠・参考資料：基礎データ「入学者の内訳(表14)」、「2008年度履修要項」5・成績評価 pp.6-10)

4-15

[現状説明]

在籍学生数の大幅な超過や不足への対応については、上述(4-14)のとおり、適切な入学判定および試験制度によって、これまで大幅な超過や不足が生じることはなかった。

(休学者・退学者の管理)

4-16

[現状の説明]

休学者・退学者の状況および理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているかについて、本法科大学院では、休学、退学の希望者は、まず、法科大学院教務課窓口申し出たのち、ただちに学生生活主任と面談する。この面談において学生生活主任は、休学、退学の理由を聞き取り、その内容を学生面談記録に記載し、教務委員会に引き継ぐ。必要な場合には、この段階において、学生生活主任から、申出学生に対して、学生生活についての一般的な指導や助言を行うこともある。この面談において、休学または退学を希望す

る理由が妥当であると判断された場合、学生は保証人連署にて「休学願」または「退学願」を提出する。教務委員会においては、休学、退学希望者からの願い出の内容と学生生活主任の面談記録を検討し、最終的には教授会において、申出学生の休学、または退学の承認を行う。この過程をとおして、休学者・退学者の状況や理由の把握と分析を十分に行っている。

2005年度については休学者10名、退学者3名、復学者0名であり、以降、各年度のそれぞれの人数は、06年度は11名、11名、7名、07年度は5名、9名、1名である。

(根拠・参照資料：基礎データ「留年者、退学者数(表16)」、「2008年度履修要項」5 . 学籍の取り扱い pp.23-26、「龍谷大学大学院専門職大学院学則」第8章)

(特色ある取組み)

4-17

法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するための、特色ある取組については、上述のように、法学未修者3年就学を原則とし、法学既修者認定試験により2年で修了できる場合を例外とする制度を徹底している法科大学院は、全国的にも稀少である。また、「市民のために働く法律家の養成」をスローガンとして、多様な学生を受け入れようとする姿勢を示し、適性試験、自己推薦および論文・面接の3つの試験を1:1:1で評価し、法的知識や適性試験の成績だけでなく、志願者の知識や経験を重視するとともに、論理展開や文章表現の能力、自己アピールやコミュニケーションの能力を重視している。このような入試制度は、特色ある取り組みとなっている。

また、社会人選抜試験を設けるなどの制度により、本学の教育理念に共感する多くの学生を受け入れることができている。

5 学生生活への支援

(学生の心身の健康の保持)

5-1

[現状の説明]

学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備については、以下のよう
な相談・支援体制を整備している。

まず身体の健康については、全学的な体制として保健管理センターをおき、年度初めの健康診断から、日常的な健康管理相談、診療対応などが行えるようになっている。

またメンタルな面については、全学的な相談・支援体制として、保健管理センターと学生部の連携のもと、「何でも相談室」「こころの相談室」が設置されている。「何でも相談室」は、学生生活を送るにあたっての不安や心配等、学生生活に係るあらゆる相談を受け付ける“よろず相談窓口”となっており、学生はここで臨床心理資格を有するカウンセラーによるインテーク・スクリーニングを受け、相談内容に応じて、各学部教務課やキャリア開発部、「こころの相談室」や「臨床心理相談室（大人とこどものこころのクリニック）」（文学研究科教育学専攻臨床心理士課程併設機関）等、関係部署との連携が円滑に行われるような体制が整えられている。

[点検・評価（長所と問題点）]

上述のように、学生の心身の健康管理について保健管理センターと学生部が組織的な連携をとりながら対応できるような体制が整備されている。

（根拠・参照資料：「学生サポート会議規程」、「保健管理センター規程」、「こころの相談室委員会規程」、「何でも相談室運用要項」、「龍谷大学学生相談サービスのご案内」、「大学生活サポートの相談利用案内」、「大人とこどものこころのクリニック ご案内」、「学生生活指導組織規程」）

(各種ハラスメントへの対応)

5-2

[現状の説明]

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、次のような体制が整備されている。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、1999年度に、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が制定された。同規程によれば、学内すべての教職員が申立ての窓口となっている他、2008年度は教職員17名（うち女性相談員が11名）と学外の女性弁護士2名の合計19名が相談員として、セクシュアル・ハラスメントに関する相談に応じている。

その他のハラスメント（パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等）については、全学的な規程の制定について検討した結果、セクシュアル・ハラスメント対策をも含めた包括的な規程として「ハラスメントの防止等に関する規程」が制定され、2008年9月から施行されている。

その他、学生間でのトラブルや日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。

（根拠・参照資料：「ハラスメントの防止等に関する規程」、「ハラスメントに関する相談について」、「ハラスメントの防止・解決について」）

（学生への経済的支援）

5-3

[現状の説明]

奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備については、以下のよう
な、本法科大学院独自の奨学金制度を整備している。

（1）給付奨学金

法科大学院学費援助奨学金

前期入学試験の成績上位者15名（一般選抜10名、社会人選抜5名を目安とする）に対して、1年次の授業料（前期・後期）相当額を、学費援助奨学金として給付する。

法科大学院学業奨学金

2年次生、3年次生の学業成績優秀者（前年度の成績による）10名以内を対象に、上位5名には当該年度の授業料の全額相当額を、次の5名には当該年度の授業料の半額相当額を、それぞれ学業奨学金として給付する。

法科大学院利子補給奨学金

学業成績が優秀で、修学のために大学が提携している金融機関から法科大学院教育ローンの貸与を受けている学生を対象に、在学期間中に限り、利子相当額を奨学金として給付する。

（2）龍谷大学法学部同窓会学業援助給付奨学金

龍谷大学法学部同窓会から年間100万円の資金提供を受けて、3年次生の学業成績優秀者5名程度を対象に、1名につき20万円を給付する。

（3）その他の奨学金制度等

全学的な奨学金制度としては、提携金融機関教育ローン（龍谷キャンパスローン）、龍谷大学貸与奨学金（家計急変）等がある。学生生活を送る中で、家庭の事情により一時的に仕送りが遅れたり、生活費の不足・緊急の出費等でやむを得ない場合には、短期貸付金制度が利用できる。災害等で実家が被災した場合も「災害奨学規程」により授業料相当額

の免除等の措置を受けることができる。以上の全学的な奨学金については、学生部で問い合わせ・相談に応じている。

また、全学的な大学院生支援策として、ゼミ教育補助費(年間学生1名あたり2,600円)、大学院生研究援助費(同5,000円)があり、学修援助の一環としている。

[点検・評価(長所と問題点)]

上記のとおり、多様な経済的支援策があり、法科大学院生の経済面での援助に一定の役割を果たしているといえる。特に2008年度からは、成績上位者を受給対象者とする奨学金制度が大幅に拡充されたことにより、法科大学院生への経済的な支援に寄与するとともに、日常の学習を行う上でインセンティブが高まることが期待されている。

(根拠・参照資料：(「龍谷大学法科大学院(2009年度版パンフレット)」p.15 充実した学修支援体制、「2008年度奨学金のしおり」、「奨学規程」、「災害奨学規程」、「法科大学院学費援助奨学生選考内規」、「龍谷大学給付奨学生選考細則」、「学費援助奨学生選考内規 外国人(留学生)学費援助奨学生選考内規」、「給付奨学生選考内規 外国人(留学生)特別奨学生選考内規」)

(身体障がい者等への配慮)

5-4

[現状の説明]

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、全学的な指針である「身体障がい者への教育援助について」にもとづき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制が整えられている。

法科大学院では、2007年度に視覚障がい者(弱視者)が入学したことにより、学修に支障がないよう配慮を行っている。具体的には、拡大読取装置を使用できるよう、座席指定や電源の増設等の環境整備を行ったほか、定期試験については、時間を通常の1.5倍に延長し、別室での受験を実施すること、装置の移動に時間がかかることから時間割に配慮する等個別のニーズに合わせた対応を行っている。

(根拠・参照資料：「身体障がい者への教育援助について」)

(進路についての相談体制)

5-5

[現状の説明]

学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備については、必要に応じて、教務主任や学生生活主任が対応している。また、日常の学修相談については、専任教員がオフィス・アワーで対応するほか、チュートリアル・スタッフ(TS)に採用している若手弁護士が、定期的に学生からの相談に応じるような体制をとっている。さらに、「法務研修」の一環

として行われるエクスターンシップ（実習）において、弁護士事務所や企業法務部で実習がなされることを通じて、将来の進路選択についての参考となる経験が得られている。

また、2008年度からは、全国法曹キャリア支援プラットフォーム「ジュリナビ」に参加し、修了生の就職支援のために活用を始めたところである。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」、「就職あっせん規程」、「キャリア開発支援規程」）

5-6

[現状の説明]

学生生活の支援に関する特色ある取組みについては、専任教員全員がオフィス・アワーを少なくとも週1回設定し、学修相談や将来の進路についての相談等に対応する体制がとられている。また、ホームルーム的な機能を果たすものとして、専任教員が担当する「法務演習 ・ 」(随意科目)が開講されている。

このほか、新入生歓迎会を兼ねた懇親会や院生協議会と共催の懇談会を開催する等、教職員と学生、また学生同士が親交を深め、法科大学院での学生生活を送るうえでの不安や問題点を解消できるような機会を設けている。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」、「第2期（2007 - 08年）法務研修報告集」）

6 施設・設備、図書館

(教育形態に即した施設・設備)

6-1

[現状の説明]

講義室、演習室その他の施設・設備については、次のとおりである。法科大学院教育は京都市伏見区深草塚本町の深草学舎「紫光館」(地上5階・地下1階)で行われている。紫光館には、一部、大学のエクステンション機能と高度先端的研究機能との共有部分があるが、他機関との協調により法科大学院の教育機能の展開に支障はない。紫光館にはほぼ独立した法科大学院のエリアがあるが、その中には、法科大学院での教育・研究に必要な大講義室(定員143名・1室)・中講義室(定員104~26名・5室)、模擬裁判の授業等に使用されるほか大講義室としても利用できる法廷教室(定員100名)、少人数教育を実施するための演習室(定員25~10名・4室)、学生の自主的研究活動を支援する共同学習室(定員12名・3室)、学生が日常的な学習をする場としての個人学習スペース=個人用キャレル(深草図書館分室内に185席)、修了後に研究生となった者が学習するための共同自習室(研究生用:現在64席、2008年度中に77席に増設予定)、情報インフラストラクチャー支援のために設置された情報メディア室、深草図書館分室、教員個人研究室(専任教員は1人1室)・共同研究室、非常勤講師等が利用する講師控室、法科大学院教務課、教授会等に使用される会議室が設置されている。

本法科大学院は、その教育課程の編成方針に基づき、講義と演習を一体とした教育を進めているが、それを補強するために、ITを活用した双方向教育システムや講義自動収録・講義自動配信システムなどを包摂するe-learningシステムを採用している。

紫光館にはパソコンを利用した教育活動を支援する学内無線LANの設備とその保守点検の部門が設置され、学生の受講や学習に便宜を図っている。ITを利用した教育は、学生の積極的な学習意欲を引き出すとともに、知識の定着を確実にするために、教員と学生との協働型教育・学習を促すことを目的として導入されたものであるが、このような教育を効果的かつ効率的に実施するため、すべての学生にノート・パソコンを3年間無償で貸与し、個別のメールアドレスを付与している。

紫光館2階にある大講義室(定員143名)は、主として60名程度の法律基本科目の講義に使用されるが、そこには講義収録設備が整備されている。3階にも同様の設備を備えた中講義室(定員104名)を設けている。また3・4階には少人数演習(法律基本科目で20名程度)を実施するための演習室等が確保されている。さらに本学はエクスターンシップ(実習)を含む「法務研修」を必修科目としていることから、4階の法廷教室は収容人数が多いため模擬裁判の授業だけでなく、多数の学生が参加する「法務研修報告会」等も開催さ

れている。

紫光館の講義室、演習室その他の施設・設備については、通常の授業の実施に特に支障はないといえる。

(根拠・参照資料：「2008年度履修要項」pp37-38、「法科大学院施設の面積・規模に関する資料」)

(自習スペース)

6-2

[現状の説明]

学生が自主的に学習できるスペースについては、次のとおりである。法科大学院教育においては、授業や自習活動等のスペースと学生の学習全般にとって必要不可欠の図書館が一体となって整備されていることが望ましい。このことから、本法科大学院では、法科大学院専用の深草図書館分室を設置し、そのなかに学生のために1人1席の個人学修スペースとして、24時間利用可能な個人用キャレルを確保している。法科大学院生および教員は深草図書館分室を24時間利用できるようになっている。また、各自に専用ロッカーを割り当てているほか、貸与パソコンと接続して利用できるプリンター等も設置している。

また、深草図書館分室内には、他の学生との討論や共同学習用スペースとして、共同学習室(12名収容)を3室設置しており、24時間利用可能となっている。

さらに授業の利用がない場合には、演習室を21時30分まで利用できるようにしている。

(根拠・参照資料：「2008年度履修要項」p28、「龍谷大学法科大学院 研究生の待遇について」)

[点検・評価(長所と問題点)]

図書施設内に学習の場を設けることは資料等の閲覧が容易であり、学生の勉学にとって有益である。また学生1人につき、24時間利用可能な1キャレルを専用させており、スペース面、利用時間ともに適切な整備を図っている。なお、学生のキャレル配置は学生の自治組織である法科大学院院生協議会が自主的に行っている。

学生の自主的研究のための共同学習室は3室用意されているが、その需要は高い。共同学習室でカバーできない場合は授業で使用されていない演習室を利用させているが、今後、学生の自主的研究活動支援のための物理的スペースの拡充が課題となっている。

[将来への取組み・まとめ]

2010年度より入学定員を削減することにもない、本法科大学院のある深草学舎紫光館の施設整備の見直しを図り、共同学習のためのスペース確保に取り組んでいく。

(研究室の整備)

6-3

[現状の説明]

専任教員に対する個別研究室の用意については、次のとおりである。専任教員に対しては、1人1室の個人用研究室が用意されている。研究室は平均24.2平方メートルの広さがあり、基準備品として、パソコン、プリンター、机、椅子、パイプ椅子、書架5連1本、更衣ロッカー、電話、ホワイトボード、電気スタンド、ゴミ箱、流し台キャビネット、ファイリングキャビネット、エアコンが設置されている。

(根拠・参照資料：「2008 研究支援ガイド」)

(情報関連設備および人的体制)

6-4

[現状の説明]

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制は、次のとおりである。

本法科大学院では、講義と演習を一体とした教育を補強するためにIT（情報技術）を活用したe-learningシステムとして、双方向教育システム、講義自動収録・配信システムを採用している。双方向教育システムは、授業の事前学習（事前の説明、資料の提示等）、授業中の理解度確認、授業後の課題提出・評価、学生からの質問、学生の成績評価に利用するために整備されたものである。また、授業収録システムは、法律基本科目につき個々の授業を動画として収録し、ストーリーミング・サーバーをとおして、受講生の必要に応じて、当該動画を配信するシステムである。これは主として学生の復習の用に供するために整備されたものである。

これらの諸システムや各種の法律情報データベースと相互的な情報交換を可能にするキャンパス・ポータル・システムを整備している。このシステムは、情報メディア室の支援を受けながら、学生の学習、教材配布、各種の連絡等にとって有効に機能しており、法科大学院の教育上極めて大きな効果をあげている。これにより、学生は授業の復習を効果的に行い、演習等の報告レジュメを事前にシステムに送信し、演習の指導教員による検証や参加学生の予習に便宜を与えること等が可能になっている。たとえば、教員は事前に作成した演習課題に対する質問シートをシステムに公開し、課題を割り当てられた学生は事前にその解答をシステムに投稿して他の演習参加学生に周知することで、演習当日はすべての学生が事前に検討することを求められた課題について、準備したうえで相互に討議することが可能となる。

また本学は、現在、株式会社TKCの提供するシステムと株式会社エル・アイ・シーの提供するLLIのシステムに加入しており、教員および学生にそれぞれIDを付与し、情報検索の便宜を図っている。学生は貸与されたパソコンを利用して、学内では無線LANを、また自宅ではインターネットを通じて、判例や雑誌等の情報を自由に閲覧することができ、その情報

を自己の学習や演習の報告等に活用している。

これらの情報インフラストラクチャーを活用するための支援窓口として、紫光館2階に情報メディア室が設置され、外部委託による専門職員を含む職員が、平日の9時から18時まで、e-learningシステムの管理、法科大学院情報ネットワークインフラの管理、パソコンの基本的操作のレクチャー、貸与パソコンの不具合の修理受付等を行っている。

(根拠・参照資料：「ActiveCampus(法科大学院e-learningシステム)」、「法科大学院ノートブック型パーソナル・コンピューター貸与要綱」、「LLI統合型法律情報システム」、「『ローライブラリー』ご利用案内」)

[点検・評価(長所と問題点)]

本法科大学院は、ITを教育・研究に積極的に活用すべく、様々な教育・学習支援システムを導入し、また学生が効果的にこのようなシステムを利用できるようノート・パソコンの無償貸与を行っている。実際に、このような情報インフラストラクチャーは、法科大学院教育に十分に活用されている。

また、このような情報インフラストラクチャーを効果的・安定的に使用・運用するための人的な支援体制を整えている。

情報の質と量の充実という観点からいえば、今後、サービスの提供を受けている株式会社TKC等に対して学生・教員にとって利用しやすいシステムの開発を求めることが課題である。

[将来への取組み・まとめ]

株式会社TKC等に対してより利用しやすいシステムの開発を求めていくために、株式会社TKCの支援を受けた龍谷大学法情報研究会をとおして技術的な情報交換を行っている。

(身体障がい者等への配慮)

6-5

[現状の説明]

身体障がい者等のための適切な施設・設備の整備については、次のとおりである。紫光館では、車椅子対応のエレベーター、車椅子専用のトイレが各階に設置されており、通路についても車椅子が通れる幅を確保したものとなっている。また、固定席式の講義室では、車椅子対応の座席を1席確保しており、バリアフリーに配慮した環境が整っている。現在、法科大学院には視力障がい者(弱視者)が1名在学中であり、拡大読取装置等の機器の使用にともなう環境を整備し、また、試験に際しては通常の1.5倍の時間で行うため別室を確保する等の対応を行っている。

[点検・評価（長所と問題点）]

上記のとおり、主だったバリアフリー化は終了し、障がい者等への施設・設備面での対応はできているが、教室出入り口の段差など細部にわたっての点検が必要であると認識している。

[将来への取組み・まとめ]

障がい者等の日常の学習生活や活動に支障が生じないように細部にわたった点検をもとに、2009年度以降整備していく予定である。

（施設・設備の維持・充実）

6-6

[現状の説明]

施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実については、上述のとおりであるが、以下の点を付加しておく。学生の学習スペースでもある深草図書館分室は、当初は図書館の開館時間に合わせた利用時間となっていたが、学生からの要望に応え、2005年7月より24時間運用を開始した。その際、無資格者や部外者の立ち入りを排除し学生の安全や施設の保全を図るために、セキュリティカードによる入館システムを導入した。

また、学生の要望を受けて、有料プリンターを深草図書館分室に1台、1F休憩室に1台設置したことにより、必要な資料の印刷も可能になっている。

（図書等の整備）

6-7

[現状の説明]

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、次のとおりである。深草図書館分室では、現在、図書資料が約21,000冊、雑誌が約300タイトル所蔵されている。また、中央図書館である深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館には、約180万冊の蔵書があり、そのうち法学系資料が15万冊所蔵されている。

新しい図書資料の収集については、法学の専門知識を有するロー・ライブラリアンが、定期的にインターネット、出版情報誌、雑誌・新聞記事等から情報を収集して選書を行う等、積極的な資料収集を図っている。

また日ごろから教員とロー・ライブラリアンが連携をとっており、教員から必要な資料に関する情報提供が随時行われ、資料が作成され、提供されている。

電子情報についても、学生は深草図書館分室で必要なときにパソコンを利用して検索・資料収集等を行うことができ、また、自宅でもインターネット環境があれば、同様に利用できるようになっている。

他に、全学で利用できる法学系データベースとして、LEGAL Base、判例体系、法律判例

文献情報、官報情報検索サービス（ただし図書館員による代行検索）、Lexis.comがある。

また、龍谷大学独自の法学系データベースとして、「新法・改正法解説記事書誌情報検索 R-LINE」を深草図書館分室、本法科大学院ロー・ライブラリアンが協働して開発しており、本学学生・研究者だけでなく誰もが利用できるように無料で提供している。

（根拠・参照資料：「2008年度履修要項」p28、「図書館規程」、「図書委員会規程」、「図書等利用規程」、「LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2008」、「新法・改正法解説記事書誌情報検索 R-LINE」）

（開館時間）

6-8

[現状の説明]

図書館の開館時間の確保については、次のとおりである。法学資料を配架している深草図書館分室は、セキュリティシステムの導入により、安全を確保しつつ、法科大学院生および教員は24時間利用できる体制をとっている。

本学の図書館（深草、大宮、瀬田）には総数約180万冊の蔵書があり、そのうち法学系図書は約15万冊を蔵書している。3館の密接な連携により、相互利用が日常的に行えるシステムが整えられており、深草図書館分室にもカウンターを設置し、3館からの取寄せ・貸出・返却を行っている。それらカウンター業務は、授業期間中および試験期間中は、平日は9時～21時45分、土曜日は9時～17時まで行っており、また、徒歩5分の距離にある中央図書館である深草図書館は、日曜日も9時～17時まで開館しており、法科大学院の学生の学習および教員の教育・研究のために、開館時間は十分に確保されているといえる。

（根拠・参照資料：「LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2008」）

（国内外の法科大学院等との相互利用）

6-9

[現状の説明]

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備については、次のとおりである。本学は財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システムに参加しており、参加大学の図書館の8割は学生証・教職員証のみで利用できる。大学コンソーシアム京都参加校以外の大学図書館資料を利用するには、本学図書館で紹介状を発行し、直接当該図書館に行く方法と、資料を取り寄せて利用する方法とがある。資料を取り寄せて利用する場合には、中央図書館である深草図書館を通じて取り寄せ、深草図書館で閲覧・複写できることになっており、現在のところ学習・教育・研究上の大きな不便はない。

（根拠・参照資料：「LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2008」）

(特色ある取組み)

6-10

[現状の説明]

施設・設備の整備についての特色ある取組みについては、次のとおりである。法科大学院においては、少人数教育を徹底するとともに、教職員と学生が一体感をもち、共同して教育・研究に取り組む環境を整える必要がある。

上述(6-4)のとおり、e-learning システム等の導入は、教職員・学生間の双方向的な交流を可能にし、教育の質の向上にとって有効に機能している。

また、最初の修了生を輩出することに伴い、修了生が継続して学習できるように研究生の制度が設けられた。研究生への学習支援の一環として、2008年4月に24時間利用可能な共同自習室が紫光館内に設けられ、個人用キャレル64席およびロッカー64個が設置された。(いずれも2008年度中に77名分に増設予定。)希望する研究生には、在学中に貸与していたパソコンを引き続き無償で貸与している。共同自習室については暗証番号による入室制限を行い、安全を確保する方策がとられている。

(根拠・参考資料：「龍谷大学専門職大学院学則」第10章 研究生 pp.175-176)

7 事務組織

(適切な事務組織の整備)

7-1

[現状の説明]

事務組織の整備と適切な職員配置について、本学では、独立大学院である法科大学院の管理運営および教育活動の支援を行うための事務組織として、法科大学院教務課が設置されており、課長1名、専任事務職員3名、事務系嘱託職員2名、アルバイト職員1名、そして専門嘱託職員(ロー・ライブラリアン)1名の合計8名が配属されている。また、IT環境支援のため、業務委託による専門職員2名を情報メディア室に配置している。

(根拠・参照資料:「事務組織規程」第24条の4)

[点検・評価(長所と問題点)]

事務組織の整備と適切な職員配置については、法科大学院が独立大学院であるため、事務組織としても、学部や他研究科との兼務ではなく、独立した組織として法科大学院教務課が設置され、法科大学院独自のニーズや日常的な教学支援に迅速に対応することが可能となっている。職員数についても、学生数・開講授業科目数の増加による業務量の増加に対応するため、年次進行とともに増員を行って現在に至っており、法科大学院の管理運営および教育活動の支援を行う事務組織としては効果的に機能しているといえる。しかしながら、完成年度を迎えて、将来的には研究生に対する支援策や教学上の新たな展開に対応できる体制をいっそう充実させる必要がある。

(事務組織と教学組織との関係)

7-2

[現状の説明]

事務組織と教学組織との有機的連携について、法科大学院教務課の事務職員は、教授会や教務委員会等研究科内のすべての委員会に出席し、企画・立案にも参画しており、事務組織と教学組織の間での有機的な連携が可能になっている。

(根拠・参照資料:「事務組織規程」第24条の4)

(事務組織の役割)

7-3

[現状の説明]

事務組織としての適切な企画・立案機能について、法科大学院制度そのものが、様々な情報が錯綜するなかで立ち上げられた経緯があるため、特に、情報収集能力およびデータ分析能力を重要視し、企画・立案につなげることができるよう日常的に取り組んでおり、

その機能が発揮されている。

[点検・評価（長所と問題点）]

事務組織としての適切な企画・立案機能について、法科大学院教務課では、事務職員は各々担当業務に関連する委員会等に出席し、担当主任等教員とも連携を取りながら企画・立案に参画し、一定の成果を挙げている。しかし限られた人員と増大する業務量のなかで、事務組織として、企画・立案を行っていく十分な時間的余裕がないのが現状である。特に、日常的な問題点の解決等にとどまらない、中・長期的な提言や企画・立案を行っていく体制づくりについては今後の課題である。

（事務組織の機能強化のための取組み）

7-4

[現状の説明]

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組みについて、本学では、「就業規則」において、職員は、その職責遂行のため自発的に研修に励み、かつ、法人の行う研修を受けることとなっており、その詳細は「事務職員研修規程」に定められている。したがって、法科大学院教務課員のみならず、全事務職員は、資格別研修、選抜研修、テーマ選択型研修等を通じて、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めている。また、部署別研修制度もあり、その研修をとおして、法科大学院での管理運営および教育研究活動の十全な遂行のために、構成員が共通認識にたつて業務を遂行できるよう日々研鑽を積んでいる。

職場においては、業務を通じて素養・能力を高めること（いわゆるOJT）を基本としながら、課長と課員が定期的に面談を行い、今年度の業務上の目標等について確認し、個々の個性を活かしながら、能力の向上に努めるとともに、職場での役割等についても認識できるように体制をとっている。

（根拠・参照資料：「事務職員研修規程」）

[点検・評価（長所と問題点）]

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組みについては、研修制度およびOJTを基本とした日常的な取組みが機能しているが、新たな教学上の展開や法科大学院独自の課題に迅速に対応できるよう、研修制度等を充実させる必要がある。

(特色ある取組み)

7-5

[現状の説明]

法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組みについて、まず法科大学院教務課に所属するロー・ライブラリアンを配置していることがあげられる。ロー・ライブラリアンは、通常、学生の自習室スペースと一体となった深草図書館分室にて業務にあたっており、レファレンスのみならず、学生の学習相談などにも応じている。また主体的に法関係の情報収集と整理および発信に取り組んでおり、法科大学院に関係する教職員の情報の共有化や、学生への情報提供などを行っている。法学修士の学位を有しており、さらに日常的に自己研鑽に取り組み、教員の教育・研究についてのサポートも担っている。

また法科大学院教育においては、効果的な教育・自主学習を行うためにIT環境の充実に取り組んでいるが、このような環境の維持とITに関する相談対応を図るために情報メディア室を設置し、そこに業務委託による専門スタッフを2名配置している。

8 管理運営

(管理運営体制等)

8-1

[現状の説明]

管理運営に関する規程等の整備については、本法科大学院を専門職大学院の一類型として位置づけ、高度な専門的職業人の養成という従来とは異なる教学運営を実現させるために、本法科大学院が設置認可された2004(平成16)年11月に、「龍谷大学専門職大学院学則」を新しく制定した。(以下「学則」という。)

学則は全56条から成る。第1章(第1条、第2条)は専門職大学院の目的や点検・評価等の実施について、第2章(第3条～第4条)は専門職大学院に設置する研究科組織について、第3章(第5条)は収容定員について、第4章(第6条～第12条)は教育方法および履修方法等について、第5章(第13条～第14条)は課程修了の認定について、第6章(第15条)は学位授与について、第7章(第16条～第18条)は学年・学期および休業日について、第8章(第19条～第29条)は入学・休学・退学・留年等について、第9章(第30条～第35条)は外国人留学生・外国人特別生、科目等履修生等について、第10章(第36条～第42条)は研究生について、第11章(第43条～第45条)は受験料・入学金・授業料・施設費等学費およびその他納付金について、第12章(第46条)は学生に対する懲戒について、第13章(第48条～第50条)は職員組織について、第14章(第51条、第52条)は教授会・評議会・事務協議機関について、第15章(第53条～第56条)は研究施設および設備等について、定めている。

法科大学院の管理運営に責任をもつ教授会については、上述のとおり、学則第14章第51条が教授会の設置について定めており、第52条が教授会で審議・決定する事項について定めている。また、教授会については、学則とは別に、「龍谷大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授会内規」(以下「教授会内規」という。)を設け、教授会の運営等に関わる細則について定めている。

大学全体の管理運営についても述べておくと、学長・副学長・各学部長・事務局長・総務局長らで構成される「部局長会」が大学の管理運営に責任を有する「大学執行部」とされている。法科大学院の研究科長は、他の学部長らとともに「部局長会」の構成員となっており、「大学執行部」審議に参画している。したがって、大学全体の意思形成過程において、法科大学院の諸課題を提起する場と機会が確立している。また、本学の大学内の最高意思決定機関としての「評議会」には、法科大学院の研究科長ならびに法科大学院所属専任教員の中から選出された評議員が参画している。

(根拠・参照資料：「龍谷大学専門職大学院学則」、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教授会内規」、「大学審議決定機関に関する規程」)

[点検・評価（長所と問題点）]

管理運営に関する規程等の整備については、法科大学院設置基準に則った管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、学問研究の自立性等に配慮された規程等の整備がなされているといえる。

[将来への取組み・まとめ]

管理運営に関する規程等の整備について、上述のとおり、管理運営に関する規程等の整備については、法科大学院内においても、また大学全体における法科大学院の位置づけにおいても適正になされており、また、大学の意思形成・決定への参画についても適切な体制が構築されている。ただし、本学の場合、部局長会構成員が理事となり、学内理事者として法人の管理運営に参画するという形態をとっているが、法務研究科長は理事として位置づけられていない。法人による学校経営・管理運営の体制整備が進められるにあたっては、このような状況も踏まえ、検討が進められるべきであると認識している。

8-2

[現状の説明]

教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重については、上述のとおり法科大学院は、原則として3年間の学習のプロセスを重視した教育を実現するために、独立した教学組織として設置し、法科大学院の教育・研究に携わる専任教員で構成する法科大学院教授会を中心にした管理運営を行っている。

法科大学院教授会は、法科大学院の運営に関わる以下の事項に関して審議・決定を行い、適正な教育・研究の実現につとめている。（教授会内規第2条）

教育職員の人事に関する事項

研究科長および評議員の選考に関する事項

研究および教授に関する事項

教育課程の編成、履修方法および試験に関する事項

学業評価に関する事項

学生の入学、退学、休学、復学、留学および修了に関する事項

学生の補導厚生に関する事項

法務研究科内諸規程の制定改廃に関する事項

学位称号に関する事項

その他、法務研究科における重要な事項

法科大学院における教学その他重要事項に関する教授会の決定は、学内的に十分に尊重される仕組みが確立している。全学的な決定を要する事項については「評議会」や「部局長会」等においての、また法人としての管理運営にあたっては「理事会」「評議員会」に

おいての審議に委ねられることは当然であるが、法科大学院教授会で最終的に審議・決定し得る事項に関しては、教授会の議決が尊重されることとなっている。

(根拠・参照資料：「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教授会内規」)

(法科大学院固有の専任教員組織の長の任免)

8-3

[現状の説明]

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性については、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」において定めている。

研究科長は法科大学院に所属する専任教員の中から選挙によって選出される(第1条)。選挙は、法科大学院に所属する専任教員および特別任用教員(ただし休職・停職中の者および国外研究員を除く)、本学専任事務職員の中から選ばれた選挙人(ただし法科大学院所属の専任教員および特別任用教員の合計人数の5分の1に相当する人数)によって(第2条)、選挙権者の3分の2以上が出席する選挙会において、単記無記名投票により行われる(第4条)。法務研究科長選挙にあたっては、院長選挙管理委員会が設置され、院長選挙に関する一切の事務が執り行われる(第9条)。

「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」では、選挙人による直接選挙制を採用しており、この制度は適切に運用されている。今後もこの形態を維持していきたい。

(根拠・参照資料：「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」)

(関係学部・研究科等との連携)

8-4

[現状の説明]

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、本学の法学部(法律学科・政治学科)ならびに大学院法学研究科(博士前期課程・博士後期課程)との連携等を説明しておくことが必要である。法科大学院、法学部、大学院法学研究科は、それぞれ独立した教学責任主体であり、法科大学院教授会、法学部教授会、法学研究科委員会によってそれぞれ運営されている。もっとも、いずれの教学責任主体におけるカリキュラムも、相互に密接な関係があるため、それぞれのカリキュラムにもとづき科目担当教員等を定める場合には、各教学責任主体に設けられている教務委員会が相互に連絡をとりつつ、必要な連携・調整を行っている。また、法律系科目担当者は、法科大学院もしくは法学部のいずれかに所属するかたちをとっているが、科目編成や担当教員の決定にあたっては、事前に分野毎の会合が開催され、必要な連携・調整が行われている。

なお、法科大学院発足直後から、法科大学院、法学部、大学院法学研究科のそれぞれの代表(研究科長・学部長および各教務主任)が協議を重ね、より緊密かつ有益な連携をはかることをめざしてきたが、2007年度からは、これら三者の代表による協議は、のちに述

べる「三者協議会」として組織化され、より緊密な連携をはかるべく定例化されている（後述（8-6）参照）。

（根拠・参照資料：「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申し合わせ」）

（財政基盤の確保）

8-5

[現状の説明]

教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、大学の全体的な予算のレベルでいえば、本学の財政基盤の大半は、法科大学院在籍者を含む、学生納付金収入に依っている状況にある。法科大学院は、それ自身の単独の収支でみると、財政基盤は脆弱であって、教育研究活動の環境整備のための資金確保は、容易ではない状況にあるのが実状である。もっとも、本学では、それぞれの教学責任主体に対して、独立採算的な運営を求める仕組みを採用してはいない。法科大学院に関する予算措置は、大学全体の予算・決算を立てるなかで検討され、法科大学院で必要としている予算がある場合、その必要性が認められ、かつ、財政上の負担も許容範囲にあると判断されれば、基本的に認められる。本学では、「教学創造こそ財政」という認識にたって財政基本計画を策定している。

他方、法科大学院における教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保については、大学執行部がたてる予算の枠内で検討すれば良いといった性格のものではなく、法科大学院の側で独自の取り組みが求められている課題であると考えている。この点でいえば、本学が近年とくに重視している、外部の競争的な教育研究資金の獲得のための弛まぬ努力が、法科大学院の教員によっても継続されている。これは、本学における全学的に共通の方針であって、この方針の実際の実現に向けた取り組みが、法科大学院の教員によっても行われている。たとえば、矯正と更生保護の分野における本学の長年にわたる研究と教育の実績を基礎に、2001年12月に設置された「矯正・保護研究センター」は、上記の財政基盤と資金の確保について積極的な貢献をしている。2002年度から文部科学省の学術フロンティア推進事業から「21世紀・新『矯正・保護』プロジェクト」として補助を受け、さらに2007年度からは、その継続事業として引き続き補助を受けているのは、そうした貢献の一例である。

本学は、大学の部局の一つとして研究部をおいており、この研究部が中心となりながら、研究活動の環境整備のためのあらゆる方策を不断に検討している。大学の予算を立てる場合でも、それぞれの教学責任主体の所属教員が外部資金の獲得を試みる場合でも、研究部がサポートする。

（根拠・参照資料：「平成19年度決算書 学校法人龍谷大学」）

(特色ある取組み)

8-6

[現状の説明]

管理運営の機能・あり方等の充実を図るための特色ある取組みについて、カリキュラムの編成上、各科目担当教員の決定等に関して、法科大学院、法学部、大学院法学研究科の各教学責任主体が、相互に必要な連携をとっていることについては上述のとおりであるが、これらの三者において、より恒常的かつ組織的に、相互の連携協議を重ねるために、2007年度から、「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」を設置した。

この三者協議会は、大学の学内規程に定められているという意味での正式機関ではないが、運営に関する申し合わせを三者で自主的に定め、定期的な開催を維持できるよう努力を重ねている。三者協議会の構成員は、法科大学院の法務研究科長（法科大学院長）と教務主任、法学部の学部長と教務主任、大学院法学研究科の研究科長と教務主任によって構成されており、法科大学院教務課および法学部教務課の両課長と担当課員が事務局を担っている。

三者協議会の発足に伴い、2007年4月より、法科大学院、法学部、大学院法学研究科の各教学責任主体における教授会・研究科委員会の議事録を相互に回覧し、情報の共有に努めている。さらに、教員の定年退職等の事由による教員補充の課題に対処するため、人事計画に関する意見交換を重ねつつ、今後の三者のあるべき姿についても協議を継続している。三者協議会における議論状況は、それぞれの教授会・研究科委員会において、報告事項として紹介されている。

（根拠・参照資料：「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申し合わせ」）

[将来への取組み・まとめ]

管理運営の機能・あり方等の充実を図るための特色ある取組みについて、これからの法科大学院を取り巻く厳しい状況をかんがみれば、三者協議会をより効率的かつ建設的に運営する必要がある。

9 点検・評価等

(自己点検・評価)

9-1

[現状の説明]

自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施については、2005年度に本法科大学院に6名の専任教員(研究科長、教務・学生生活・研究・入試広報の各主任を含む)からなる法科大学院評価委員会を設け、自己点検・評価に係る体制を整備した。評価委員会では、法科大学院教務委員会と協力して、学生に対しての「授業アンケート」や「教学に関する調査」(カリキュラム、理念と教育内容の整合性、施設・設備)を実施し、学生の意見を取り入れながら点検・評価・改善に努めている。また2009年度に実施される大学基準協会による認証評価に向け、自己点検・評価報告書の作成を担当している。

なお、法科大学院の自己点検・評価については、龍谷大学における大学評価委員会および大学執行部によって構成される全学大学評価会議によって、その活動がサポートされる体制となっている。

(根拠・参照資料：「龍谷大学専門職大学院学則」、「2008年度授業評価アンケート報告集」、「大学評価に関する規程」、「大学評価に関する細則」、「『教学に関する調査』結果および学生に対する回答」)

[点検・評価(長所と問題点)]

自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施については、法科大学院評価委員会を設置し、本委員会を中心に、法科大学院全体で自己点検・評価に組織的に取り組んでいる。具体的には「教学に関する調査」や、「授業アンケート」等FD活動と連携して、自己点検・評価を行い、不断にその改善を図っている。今後、さらに自己改革・改善を積極的に推進するための体制を強化・整備し、客観性のある評価項目を設定し、継続的・日常的に自己点検・評価が行えるよう検証・改善のための手法を検討する必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

自己改革・改善の推進のために設定された目標について、その進捗状況を点検・評価し、課題等を提起して、新たな改善・改革を継続的に行いうるよう、これまでの「法科大学院評価委員会」を改組して、新たに「法科大学院自己点検・評価委員会」を設けることとした(規程制定は完了しており、施行日を2009年4月1日とし、同委員を設置する)。

また、現在、龍谷大学全体における取り組みとして、大学基礎データ等を系統的に蓄積・集約し、継続的・日常的な自己点検・評価に有効に活用することを目的とした本学独自のデータベースシステムの構築を準備している。

(根拠・参照資料：「法科大学院自己点検・評価委員会規程」)

9-2

[現状の説明]

自己点検・評価の結果の公表については、学生に対する「教学に関する調査」の結果について、要望事項等に対する回答とともに学生に対して公表することになっている。また、本「法科大学院点検・評価報告書」をもとに、各種アンケート結果やFD活動の結果をまとめて、新たに「龍谷大学法科大学院自己点検報告書」を作成し所定の手順にしたがって公表することとしている。

(根拠・参照資料：「『教学に関する調査』結果および学生に対する回答」、「2008年度授業アンケート報告書」)

[点検・評価(長所と問題点)]

自己点検・評価の結果の公表については、本「龍谷大学法科大学院点検・評価報告書」をもとに、新たに「龍谷大学法科大学院自己点検報告書」を作成し、認証評価のプロセスを含めて、自己点検・評価の実態が分かるような形で、広く公表していく必要がある。また、現在実施している「教学に関する調査」についても、その結果およびアンケートに基づいた改善等について可能な範囲での公開を検討する必要がある。

さらに、今後も継続して、定期的に自己点検・評価の成果を報告していく体制・制度整備を図る必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

自己点検・評価の結果の公表については、大学基準協会に提出する「龍谷大学法科大学院点検・評価報告書」の公表だけでなく、現在実施している「教学に関する調査」等を含めて、本法科大学院が、その理念・目標の実現と教育目標の達成に沿った教育を実施しているかどうかを、FD活動の成果などとも報告書にまとめるとともに、これらを定期的に本法科大学院の専用ホームページ等で公開していくことを検討している。

(根拠・参照資料：「法科大学院自己点検・評価委員会規程」)

(評価結果に基づく改善・向上)

9-3

[現状の説明]

自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備については以下のとおりである。

本法科大学院評価委員会構成員には研究科長、教務・学生生活・研究・入試広報の各主任が含まれており、自己点検・評価報告書を作成する中で明らかとなった改善項目について、適切な対応方法を所管の委員会および教授会で検討し、改善策の策定・実現を図るシ

システムが整備されている。また、評価委員会および教務委員会が実施している「教学に関する調査」については、アンケートの結果や明らかとなった改善点等について、教授会に諮り、随時必要な改善を行っている。

(根拠・参照資料：「『教学に関する調査』結果および学生に対する回答」、「2008年度授業アンケート報告書」)

9-4

[現状の説明]

自己点検・評価の結果の改善・向上への反映については、大学基準協会に提出する報告書の作成作業と同時並行的に点検・評価を行っている。加えて、「教学に関する調査」や教育評価としての「授業アンケート」を定期的実施しており、その結果については、教授会での報告やFD活動でも取り上げ、施設・設備を含めた教学面の改善や授業改善にもつなげている。また、アンケートの結果と要望等に対する対応については、学生に対して文書等で回答する等適切に行っている。こうしたアンケートで判明した要望に対応して、具体的には、自習スペースを365日24時間使用可能とし、共用プリンターの設置、無線LANの増設等の改善を行った。

(根拠・参考資料：「2008年度授業評価アンケート報告集」、「『教学に関する調査』結果および学生に対する回答」)

(特色ある取組み)

9-5

[現状の説明]

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取組みについては、学生に対するアンケートとして、「授業アンケート」だけでなく、法科大学院認証評価における評価の視点を取り入れた「教学に関する調査」を行い、学生の視点から、本法科大学院が、パンフレット等に掲げている理念・目標の実現と教育目標の達成に沿った教育を実施しているかどうかを点検・評価し、授業内容だけにとどまらず、カリキュラムや施設・設備に至るまで改善に努めている。また、「教学に関する調査」や「授業アンケート」の結果については、学生に対して、文書または口頭で評価結果を報告している。

(根拠・参照資料：「2008年度授業評価アンケート報告集」、「『教学に関する調査』結果および学生に対する回答」)

10 情報公開・説明責任

(情報公開・説明責任)

10-1

[現状の説明]

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、本法科大学院のホームページ (<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)において、本法科大学院の理念や目的等を伝える「理念」、「学長からのメッセージ」、「院長からのメッセージ」、本法科大学院の教育の特色を伝える「修業年限・修了要件・学位」、「教育の特色」、「教員一覧」、入学試験関連情報を伝える「入学試験概要」、「入試結果」、「よくあるご質問」、学生生活に関する情報を伝える「施設・設備関係」、「学費・奨学金等」等の情報を提供している。同様の内容は、龍谷大学法科大学院パンフレットにおいても公表している。また、大学全体の組織や財政状況等に関する情報については、龍谷大学ホームページで公開されている。(根拠・参照資料：「龍谷大学法科大学院(2008年度版パンフレット)」、「龍谷大学法科大学院ホームページ(<http://www.ryukoku.ac.jp/lawschool/>)」、「ホームページ運用要項」)

10-2

[現状の説明]

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備については、以下のとおりである。

これまでのところ、情報の請求は、入学試験関係あるいは入学希望者による問い合わせが主である。そのため、入学試験担当部局や法科大学院教務課が適宜対応している。現在、学内外からの要請による情報公開のための規程は制定していない。ただし、検討を要する問い合わせがあった際には、法科大学院入試広報委員会および法科大学院執行部において審議をした上で、教授会に諮る等適切な方法や対応を決定している。

なお情報の公開にあたっては、全学的に定められている「個人情報の保護に関する規程」に則り、個人情報については十分な配慮を行っている。

(根拠・参照資料：「個人情報の保護に関する規程」)

10-3

[現状の説明]

情報公開の説明責任としての適切性については、本法科大学院は上記のような手段を通じて本法科大学院に関する様々な情報の公開に努めており、これまでのところ説明責任は適切に果たされている。

[点検・評価（長所と問題点）]

説明責任という観点での情報公開は適切に果たしているが、ホームページにおいて公開している情報が概括的なものにとどまり、法科大学院内で行っている教育内容の詳細が必ずしも明確な形で示されているとはいえず、また、情報更新についても、迅速かつ機敏に行われていない面もある。こうした点の改善を含め、情報公開の一層の促進につながる措置を行う必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開等については、現在あるホームページを有効に活用して、法科大学院で行われている教育内容とその成果、また法科大学院の教学運営に関する多様な情報を積極的かつ迅速に公開する体制を構築していく。さらに、情報公開の積極的推進を一層図り、たとえば龍谷大学法科大学院ニュースのようなかたちで定期的に情報発信をすることを考えたい。また、情報公開をさらに促進する上で必要不可欠なルールの設定や事務局体制の一層の整備を具体的に図りたい。

（根拠・参照資料：「法科大学院情報公開規程」）

<終章>

この度の自己点検・評価によって、各項目のレベル の法令遵守に関する事項に関しては、すべての点について基準を遵守していることが確認できた。大学基準協会が法令に準じて定める基本事項に関しては、特に、項目の「法理論教育と法実務教育の架橋」、「法情報調査および法文書作成」、「実習科目」や「施設・設備の維持・充実(IT環境や24時間利用可能な個人キャレル)」については、本法科大学院の特色として当初の教育目標を達成していると自負しているところである。ただ、直ちに問題になる点はないものの、いくつかの点で改善の必要があることを教職員で認識できたことはこの度の自己点検・評価の成果といえる。

また、各項目のレベル に関しても、ほとんどの項目について基準を満たしていると確認できた。ただし、項目「教員の構成」の評価の視点「教員の男女構成比率の配慮」については、専任教員に1名の女性教員しかおらず、今後の検討課題である。さらに、項目「教育の教育研究条件」の評価の視点「教員の研究活動に必要な機会の保障」については、講義負担等から研究専念期間がなかなか取得できていない現状を踏まえ、1年間にわたる長期の研究員制度等が取得できるように体制の整備を行う必要がある。